|  |  |
| --- | --- |
| 旧 | 新 |
| 貿易一般保険運用規程  平成13年４月１日　01-制度-00034  最終改正　平成18年12月27日　一部改正  　第１章　一般的事項（第１条－第４８条）  第１節　定義等（第１条－第１１条）  第２節　引受基準等（第１２条－第２２条）  第３節　個別保証枠（第２３条－第２８条）  第４節　保険料率算定（第２９条、第３０条）  第５節　保険の申込(第３１条－第３４条)  第６節　保険料（第３５条、第３６条）  第７節　確定通知（第３７条－第４０条）  第８節　保険金の支払等（第４１条－第４８条）  　第２章 貿易一般保険包括保険（企業総合）関係（第４９条－第６０条）  　第３章 雑則（第６１条）  第１章　一般的事項  第１節　定義等  （定義）  第１条　本規程及び証券において使用される用語の定義は、貿易保険法（昭和２５年法律第６７号）及び貿易一般保険約款（以下「約款」という。）によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号とする。  一　「起算点」とは、ＯＥＣＤ輸出信用アレンジメントに定める起算点をいう。  二　「非常事由」とは、以下に掲げるものをいう。  イ　約款第３条第１号及び第３号については、約款第４条第１号から第１０号までに掲げる事由をいう。  ロ　約款第３条第２号及び第４号については、約款第４条第１号から第９号までに掲げる事由をいう。  三　「信用事由」とは、以下に掲げるものをいう。  イ　約款第３条第１号については、約款第４条第１１号から第１３号までに掲げる事由をいう。  ロ　約款第３条第２号及び第４号については、約款第４条第１２号又は第１４号に掲げる事由をいう。  四　「非常危険」とは、約款第３条各号に掲げるてん補危険のうち、非常事由によるものをいう。（証券においては「非常」と表記する。）  五　「信用危険」とは、約款第３条各号に掲げるてん補危険のうち、信用事由によるものをいう。（証券においては「信用」と表記する。）  六　「輸出等」とは、輸出貨物等の輸出又は販売若しくは賃貸をいう。  七　「仕向国」とは、輸出契約等において、輸出貨物等が契約の相手方又は貨物の引取人に引き渡される国又は地域をいう。  八　「支払国」とは、代金等の支払人が所在する国又は地域をいう。  九　「保証国」とは、輸出契約等に係る債務についてＩＬＣ又は支払保証状を発行する機関、銀行等が所在する国又は地域（ＩＬＣの確認銀行が所在する国又は地域を含む。）をいう。  十　「船積国」とは、仲介貿易契約に基づいて貨物を船積みする国又は地域をいう。  十一　「技術提供特約書」とは、「貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書」をいう。  十二　「金利変動契約」とは、金利に係る利率が変動する輸出契約等をいう。  十三　「金利固定契約」とは、金利に係る利率が契約の締結時において定められている輸出契約等をいう。  十四　「２年未満案件」とは、代金等の決済が起算点から２年未満に行われる輸出契約等（代金等の１０％以内の金額をリテンションとして後払いとする部分のみの決済が起算点から２年以上となるものを含む。）をいう。  十五　「２年以上案件」とは、２年未満案件以外の輸出契約等をいう。  十六　「名簿」とは、「海外商社名簿について」（平成１３年４月１日 ０１－制度－０００６３）第１条に基づき作成された海外商社名簿をいう。  十七　「包括特約書」とは、貿易一般保険包括保険（繊維品）特約書、貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書、貿易一般保険包括保険（化学品）特約書、貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（船舶）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道車両）特約書、貿易一般保険包括保険（電線）特約書、貿易一般保険包括保険（自動車）特約書、貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書及び貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書をいう。  十八　「個別保険」とは、貿易一般保険包括保険の各特約書によらずに締結する貿易一般保険をいう。  十九　「機構」とは、財団法人貿易保険機構をいう。  二十　「大阪支店」とは、日本貿易保険の大阪支店をいう。  二十一　「ＩＬＣ」とは、信用状統一規則(UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS,1993 REVISION,ICC PUBLICATION No.500)に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされている信用状であって、取り消すことができないものをいう。  （適格被保険者等）  第２条　約款における適格被保険者及び輸出契約等の相手方の取扱いは、次の各号による。  一　適格被保険者は、本邦人又は本邦法人（本邦内に居住する外国人及び本邦内に所在する外国法人の支店、支社その他の営業拠点を含む。）であって、輸出契約等の当事者であり、輸出契約等の締結に関与し、自己の危険負担において当該契約上の義務を履行するものであって、被保険利益の実質的な帰属体となるものとする。  二　輸出契約等の相手方とは、輸出契約等の締結の相手方又は当該契約に係る代金等を支払うべき者とする。  （保税工場に移入れした貨物の取扱い）  第３条　外国からの貨物を関税法（昭和２９年法律第６１号）第６２条において準用する同法第４３条の３第１項の規定に基づく税関長の承認を受けて保税工場に移入れした貨物の輸出に係る契約は、約款第３条に規定する輸出契約等に該当するものとする。  （仮陸揚貨物の取扱い）  第４条　約款第３条第１号から第３号までに規定する仲介貿易貨物には、積替え等のため本邦を経由する外国貨物であって、昭和55年12月１日付け55貿入税第31号「外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達」の１－４－３仮陸揚貨物の解釈で定める貨物を含むものとする。  （船舶の輸出契約等のうち２年以上案件に係る支払保証等の要件）  第５条　船舶の輸出契約又は仲介貿易契約のうち２年以上案件に係る支払保証等の要件は、次の各号とする。  一　輸出契約又は仲介貿易契約の相手方が外国政府又は外国の政府機関である場合  二　船舶の代金等の支払を保証する者が外国政府若しくは外国の政府機関又は日本貿易保険が認める銀行である場合  三　次の要件に適合する船舶の輸出契約又は仲介貿易契約において、その代金等の決済が当該船舶上の第１順位優先抵当権によって担保され、かつ、その実行について不当な制約がないと認められる場合  イ 連合王国（バーミューダ諸島を含む。）、ギリシャ共和国、デンマーク王国、ノルウェー王国、パナマ共和国、リベリア共和国、ドイツ連邦共和国、スウェーデン王国、オランダ王国（アンチルスを含む。）、チリ共和国、バハマ国、フランス共和国（ニュー・カレドニアを含む。）、ポーランド共和国、シンガポール共和国、オーストラリア連邦又はブラジル連邦共和国を船籍国とするものであること。  ロ 貨物船、ばら積船、油送船、鉱石船等の外航用商船であること。  四　輸出契約又は仲介貿易契約の代金等の支払人が用船契約を締結する場合であって、当該用船料を支払う者が十分な信用力があり、かつ、当該用船契約に基づく用船料の譲渡契約が確実に履行できると認められる場合  ２　前項第３号の適用の範囲は、当該輸出契約又は仲介貿易契約に基づく代金（金利を除く。）又は賃貸料の額の100分の50以内とし、前項第２号が適用される部分を除き、最初の決済期限に係る代金（金利を含む。） 又は賃貸料の額から順次に適用する。  （てん補事由）  第６条　被保険者が輸出契約等に基づいて輸出貨物等を輸出等することができなくなったこと又は代金等を決済期限までに回収できないことによる損失が、輸出契約等の相手方が締結する輸出契約等以外の契約上の他の当事者の債務不履行又は破産手続開始の決定若しくはこれに準ずる事由によって発生した場合においては、特約で別の定めを置く場合を除き、当該他の当事者の債務不履行又は破産手続開始の決定若しくはこれに準ずる事由の原因を問わず、当該損失の発生は信用事由によるものとする。  （保険契約上の金利の扱い）  第７条　輸出契約等に係る保険価額のうち金利の額は、次の各号の利率を用いて算出した額とする。  一　金利変動契約の場合は、次のいずれかの率（以下「指定利率等」という。）  イ　２年未満案件の場合は、当該契約の締結の日における当該契約に定める金利に関する条項に基づいて計算された利率を下限として、被保険者が指定した利率  ロ　２年以上案件の場合は、２０％  二　金利固定契約の場合は、当該契約において規定された率。ただし、２年以上案件にあっては、２０％を限度とする。  （回収不能額）  第８条　約款第５条第２項に規定する回収することができない代金等のうち金利の額は、輸出契約等の規定により適用された利率（金利変動契約にあっては、指定利率等を超えて用いられた期間については指定利率等、金利固定契約のうち２年以上案件にあっては、当該契約において規定された利率が２０％を超える場合は２０％）を用いて算出するものとする。  （決済期限の解釈）  第９条　決済期限が確定していない輸出契約等において、代金等の決済に手形が振り出される場合の決済期限は、次の日をいうものとする。  一　一覧払の場合には、当該手形が輸出契約等の相手方又は代金等の支払人に呈示された日  二　前号に規定する日が明らかでない場合には、本邦銀行による手形の買取日又は銀行への取立の依頼の日（以下「買取日等」という。）から２週間を経過した日  三　一覧払の手形の買取等が銀行により拒否された場合には、拒否された日から２週間を経過した日  四　一覧後定期払の場合には、当該手形が引受けられたことにより満期が確定している場合においては、当該確定した日  五　前号に規定する日が明らかでない場合には、銀行による手形の買取日等から２週間を経過した日に当該手形に記載された期間を加えた末日  ２　決済期限が確定していない輸出契約等において、代金等の決済に手形が振り出されない場合の決済期限は、次の日をいうものとする。  一　船積書類引渡時払の場合には、船積書類を輸出契約等の相手方又は代金等の支払人に引き渡した日  二　前号に規定する日が明らかでない場合には、船積日から起算して１月を経過した日  三　船積書類引渡後定期払の場合には、前２号の規定による日に輸出契約等で定められた当該ユーザンス期間を加えた日  ３　前２項の規定にかかわらず、決済期限が確定していない輸出契約等において、代金等がＩＬＣにより決済される場合の決済期限は、次の日をいうものとする。  一　一覧払の場合には、手形又は船積書類をＩＬＣの開設銀行が受領した日  二　前号に規定する日が明らかでない場合には、手形又は船積書類をＩＬＣの買取銀行又は取立銀行に提出した日から２週間を経過した日  三　一覧後定期払の場合には、前２号の規定による日に当該ＩＬＣで定められたユーザンス期間を加えた日  ４　前３項の規定にかかわらず、決済期限が確定していない輸出契約等において、輸出貨物等の到着を決済の条件としているものにあっては、船積日から支払地までの標準航海日数（輸出手形保険運用規程（平成１３年４月１日 ０１－制度－０００３５）別表を準用する。）に、一覧払又は船積書類引渡時払の場合にあっては７日を、一覧後定期払又は船積書類引渡後定期払の場合にあってはユーザンス期間と７日を加えた期間を経過した日を決済期限とする。  （小切手が決済に用いられる場合の決済期限の解釈）  第１０条　小切手が決済に用いられる輸出契約等であって、決済期限が確定していない場合は、前条第２項及び第４項に定める日から起算して１か月を経過した日を決済期限とする。決済期限が確定されている場合であっても同様の取り扱いとする。  （増加費用保険の取扱い）  第１１条　約款第３条第３号に規定する「航海に変更があったこと」とは、出発港及び到着港の一方又は双方に変更があった場合をいい、「航路に変更があったこと」とは、出発港及び到着港に変更がなく途中の航行地点に変更があった場合をいう。  ２　約款第３条第３号に規定する「運賃」とは、海上の運賃及び仕向国又は経由国における陸上の運賃をいい、海上の運賃には、滞船料及び他の船舶への積み替え費用を含むものとする。  ３　約款第３条第３号に規定する「保険料」とは、海上運送に係る保険料及び仕向国又は経由国における陸上運送に係る保険料をいう。  ４　子会社等 (「海外商社の与信管理について」（平成１３年４月１日 ０１－制度－０００６４）第８条第２項各号のいずれかに該当する海外商社をいう。）を相手方とする輸出契約等であって、当該輸出貨物等の船積時までに当該輸出貨物等の最終需要者が確定している場合においては、約款第３条第３号における「運賃又は保険料の増加額（以下「増加費用」という。）を被保険者が新たに負担することとなったこと」は、輸出契約等に関し航海又は航路の変更によって生じた運賃又は保険料の増加額の負担について当該子会社等と当該最終需要者との間で十分協議が行なわれた後、当該子会社等の要求により当該輸出契約等の輸出者等が負担することとなった場合とする。  第２節　引受基準等  （引受基準）  第１２条　約款の引受対象となる輸出契約等は、日本貿易保険が別に定める引受基準による。  （エスカレーションクローズ付き輸出契約等）  第１３条　エスカレーションクローズ付き輸出契約等（代金等の変更の方法が明確に定められているものに限る。）について、保険契約を締結する場合は、保険契約の申込みに当たって、当該契約に係る代金等の変更の方法を説明した書面の添付を求めることとし、次の特約を付すものとする。ただし、現地通貨により決済される部分にエスカレーションクローズが付されている場合には、当該部分に係る増加額を保険契約の対象とするか否かについては被保険者の選択とする。  「被保険者は、輸出貨物若しくは仲介貿易貨物の代金若しくは賃貸料又は技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供の対価（現地通貨により決済される部分を除く。以下「代金等」という。）の変更がすべて確定した場合には、当該代金等の金額について増額変更承認申請を行わなければならない。なお、当該申請が承認された場合の増加額に係る保険責任は、増加変更の対象となった保険価額に係る保険責任開始日と同一とする。」  ２　保険契約締結時の輸出契約等において明確に定められていない価格変更が含まれる場合は、前項の規定は適用しないものとする。  （決済方法について買手側の選択権を認めている輸出契約等）  第１４条 代金等の決済方法について買手側の選択権を認めている条項（以下「選択条項」という。）が付されている輸出契約等であって、次の各号のすべてに該当するものについては、輸出契約等に定める現金決済方法に基づいて保険契約を締結し、次項に規定する特約を付すものとする。  一　現金決済方法、延払決済方法のいずれかを選択することを条件とし、延払決済の条件についてのみの選択を条件とするものでないこと。  二 現金決済の場合の代金等の額が確定していること。  三 輸出契約等の予定船積期日（分割船積の場合にあっては、第１回船積期日）までに選択条項に基づく買手側の通知により最終決済方法が確定すること。  ２　前項に規定する保険契約に付す特約は、次のとおりとする。  「１．被保険者は、この証券記載の輸出契約、技術提供契約又は仲介貿易契約において代金、賃貸料又は対価の決済方法について買手側の選択権を認めている条項（以下「選択条項」という。）に基づき決済方法が確定したとき又は予定船積期日（分割船積の場合にあっては、第１回船積期日。以下同じ。）が変更されたときは、速かに独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）に通知しなければならない。  ２．選択条項に基づき延払決済方法が選択された旨の前項の通知が行われたとき又は予定船積期日までに前項の通知が行われなかったときは、保険契約者は、納付済みの保険料と延払決済方法により算定された保険料との差額を日本貿易保険の請求に基づき日本貿易保険が指定する日までに納付しなければならない。 」  （信用供与契約を伴う輸出契約等）  第１５条　信用供与を伴う輸出契約等とは、輸出者及び輸入者の間において、信用供与協定（信用供与の規模、返済の条件及び供与される信用の使途等について定めるものをいう。以下この条において同じ。）を締結するとともに、これに基づき設備等の輸出に係る販売契約（輸出貨物の概要、貨物代金総額及び最終船積時期等について定めるものをいう。以下この条において同じ。）又は技術提供契約（提供する技術の概要、技術の提供の対価及び貨物の代金の総額等について定めるものをいう。以下この条において同じ。）を締結し、設備等の輸出の貨物の型若しくは銘柄、数量若しくは価格その他輸出契約（名称が技術提供契約であっても貨物の輸出に係る契約であるものを含む。）に定めがあるべき事項又は技術若しくは労務の内容その他技術提供契約に定めがあるべき事項が、輸出者が販売契約若しくは技術提供契約に基づき販売契約の相手方から発出される買注文書又は技術提供契約の相手方による提供する技術の内容の承認を受けることにより確定する契約形態をいう。  ２　信用供与協定及び販売契約又は技術提供契約を輸出契約とみなし、販売契約又は技術提供契約の契約金額（約款第３条第１号のてん補危険にあっては設備等の輸出に係る部分に限る。）を保険価額として保険契約を締結し、次の特約を付すものとする。  「１．被保険者は、この証券記載の信用供与協定及び販売契約又は技術提供契約の相手方（以下「相手方」という。）から買注文書若しくは買注文書の変更又は提供する技術の内容の承認若しくは当該内容の承認の変更（以下「買注文書等」という。）を受けたときは、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）が貿易一般保険運用規程（平成１３年４月１日　０１－制度―０００３４）に定める別紙様式第１により、遅滞なく、その旨を日本貿易保険に通知しなければならない。  ２．日本貿易保険は、設備等の輸出に係る販売契約又は技術提供契約のうち、前項の通知に係る部分についての保険責任の開始日は、貿易一般保険約款（以下「約款」という。）第１１条第１項の規定にかかわらず、当該通知を受理した日とし、当該通知に係る部分以外の部分についての損失についてはてん補する責めに任じない。  ３．被保険者は、相手方から最終の買注文書等を受けた後、約款第２２条第１項の通知を行なうものとし、日本貿易保険は、これに基づき保険料の精算を行う。」  （表示通貨と異なる通貨による決済条件付輸出契約等）  第１６条　輸出契約等であって、代金等の決済が契約額の表示通貨（建値）と異なる通貨により行われる旨の規定を有するもの（表示通貨と異なる通貨への換算の方法が明確に定められているものに限る。）について、保険契約を締結する場合は、次の各号による。  一　保険契約の申込時に、決済期限における表示通貨と異なる通貨による決済金額が確定している輸出契約等は、決済金額建ての契約として取り扱うものとする。  二　保険契約の申込時に、決済金額が確定していない輸出契約等は、表示通貨建の契約として取り扱い、次の特約を付すものとする。  「　保険契約者又は被保険者は、決済通貨で表示された決済金額が確定した場合は、遅滞なく、その旨を独立行政法人日本貿易保険に通知しなければならない。  　　なお、当該通知が行われた場合の保険価額の増加額又は減少額に係わる保険責任は、当該通知の対象となった保険価額に係る保険責任開始日と同一とする。」  （保守契約）  第１７条　外国にある設備の保守（建設、設置又は改修予定の設備の建設、設置又は改修後の保守を含む。）を目的とする契約であって、当該契約の義務の履行に必要な輸出貨物等の代金又は賃貸料の決済及び当該契約の義務の履行に必要な技術等の提供の対価の決済の全部又は一部が不可分なもの（以下「保守契約」という。）について、保険契約を締結する場合は、次の各号のとおりとする。  一　約款第３条第１号のてん補危険  イ　保険契約の申込時に船積時期及び船積金額が確定している輸出貨物等については、当該船積時期及び船積金額に基づいて保険契約を締結する。ただし、被保険者が契約の義務の履行のために必要と判断したときに船積時期及び船積金額が確定する保守契約にあっては、船積時期及び船積金額が確定していない輸出貨物等であって、保険契約締結日から３年以内に船積が見込まれる輸出貨物等についても、当該輸出貨物等の予定最終船積時期及び予定船積金額に基づき保険契約を締結する。  ロ　上記イ本文及びただし書きのいずれにも該当しない輸出貨物等については、船積時期及び船積金額が確定した時に保守契約の内容変更があったものとみなす。  るなすものとくをみ」の誤り》ら n=1二　約款第３条第２号又は第４号のてん補危険  イ　保険契約の申込時に決済期限及び決済金額が確定している代金等については、当該決済期限及び決済金額に基づいて保険契約を締結する。  ロ　保険契約の締結時に決済期限又は決済金額が確定していない代金等であって、保守契約の義務の履行に必要な輸出貨物等の代金又は賃貸料の決済及び当該保守契約の義務の履行に必要な技術等の提供の対価の決済が不可分のものについては、保険契約締結日から６年以内に到来する予定決済期限に係る代金等について、当該予定決済期限及び予定決済金額に基づいて保険契約を締結することとし、保険契約の締結後（内容変更が承認された場合にあっては当該承認後）、保守契約に証券記載の最終決済予定日以降に予定決済期限が到来する保険価額に含まれない代金等がある場合には、当該最終決済予定日から６年以内に到来する予定決済期限に係る代金等について、当該最終決済予定日の１月前（当該最終決済予定日より前に保険価額に含まれる代金等の金額の決済が完了した場合は、当該決済が完了した日）に保守契約の内容変更があったものとみなす。  ２　保守契約について保険契約を締結するときは、次の特約を付すものとする。  「１．保険契約締結時に船積時期及び船積金額が確定していない輸出貨物又は仲介貿易貨物（以下「輸出貨物等」という。）であって、被保険者が証券記載の輸出契約、技術提供契約又は仲介貿易契約（以下「輸出契約等」という。）の義務の履行のために必要と判断したときに船積時期及び船積金額が確定する場合においても、当該輸出契約等の内容変更があったものとみなす。  ２．保険契約の締結時に決済期限又は決済金額が確定していない代金等であって、当該輸出契約等の義務の履行（以下「当該保守」という。）に必要な輸出貨物等の代金又は賃貸料の決済及び当該保守に必要な技術等の提供の対価の決済とが不可分のものについて、証券記載の最終決済予定日以降に予定決済期限が到来する保険価額に含まれない代金等がある場合には、当該最終決済予定日から６年以内に到来する予定決済期限及び予定決済金額について、当該最終決済予定日の１月前に輸出契約等の内容変更があったものとみなす。  ３．証券記載の輸出契約等において、当該保守に必要な輸出貨物等の代金又は賃貸料の決済と当該保守に必要な技術等の提供の対価の決済とが不可分のものについては、約款第１１条第１項第２号の規定にかかわらず、約款第３条第２号のてん補危険に係る保険責任の開始日は、当該代金等の額が当該輸出契約等の当事者間で確認された日とする。　　　　　　　　　　　　　」  （技術提供契約等包括保険における契約締結日以前に決済期日が到来した確認対価の取扱い）  第１８条　技術提供特約書に基づいて締結する保険契約にあっては、技術提供契約又は仲介貿易契約の締結日（発効条件が付されているものにあっては、契約発効日）以前に決済期日が到来している確認対価は、保険契約の対象としないものとする。  （仲介貿易契約における貿易一般保険の取扱い）  第１９条　貿易一般保険の引受けの対象となる仲介貿易契約は、原則として次のすべてに該当する場合に限るものとする。  一　仲介貿易者がいずれかの外国又は地域において生産、加工又は集荷される貨物を他の外国又は地域に販売又は賃貸する契約であって、次の要件が定められている契約であること。  　　イ　貨物の名称、型又は銘柄及び数量  　　ロ　船積国及び船積時期  　　ハ　仕向国  　　ニ　販売又は賃貸の条件  二　取引上の危険が大でなく、かつ、仲介貿易に係る保険契約の締結が保険事業の安定的経営を損うおそれがないと認められること。  （外貨建対応特約の対象要件）  第２０条　貿易一般保険（外貨建対応方式）特約書（以下「外貨建特約書」という。）の対象となる保険契約は、貿易一般保険包括保険（繊維品）特約書、貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書、貿易一般保険包括保険（化学品）特約書又は貿易一般保険包括保険（自動車）特約書に基づき締結されるもの以外のものとする。  ２　外貨建特約書の対象となる外貨は、アメリカ合衆国ドル又はユーロとする。  （一の輸出契約又は仲介貿易契約が二以上の包括保険の対象となる場合の取扱い）  第２１条　一の輸出契約又は仲介貿易契約（技術提供特約書の対象となるものを除く。以下この条において同じ。）が貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書（以下この条及び第３１条において「企業総合包括特約書」という。）（保険契約の対象を当該特約書附帯別表第１に掲げる貨物に係る輸出契約又は仲介貿易契約に限定しているものを除く。）と包括特約書であって企業総合包括特約書以外のものの対象となる場合は、当該企業総合包括特約書の対象として取り扱う。  ２　保険契約は、輸出契約又は仲介貿易契約ごとに一の保険契約の締結を原則とするが、二以上の包括特約書の対象となる場合にあっては、次の各号により該当する包括特約書の対象となる部分に分割して保険契約を締結することとする。  一　一の輸出契約又は仲介貿易契約に基づく輸出貨物等の中に企業総合包括特約書（保険契約の対象を当該特約書附帯別表第１に掲げる貨物に係る輸出契約又は仲介貿易契約に限定しているものに限る。以下この項において同じ。）と当該特約書以外の包括特約書の対象貨物が含まれている場合又は輸出貨物等が企業総合包括特約書と当該特約書以外の包括特約書との間において競合する場合は、企業総合包括特約書の対象とし、第５４条の規定に基づいて取り扱う。  二　一の輸出契約又は仲介貿易契約に基づく輸出貨物等（第５４条第２号に該当する場合の非対象貨物を含む。以下この号において同じ。）の中に二以上の包括特約書の対象貨物が含まれている場合（前号に規定する場合を除く。）は、商品別にそれぞれ該当する包括特約書の対象として取り扱うこととし、輸出貨物等が二以上の包括特約書間において競合する場合の当該輸出貨物等は、次のとおり取り扱う。  イ　貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書（以下「機械包括特約書」という。）以外の包括特約書間において競合する場合は、当該貨物の使用目的により該当する包括特約書の対象とし、使用目的不明のときは貨物名に基づき該当する包括特約書の対象とする。  ロ　機械包括特約書と当該特約書以外の包括特約書が競合する場合は、機械包括特約書以外の包括特約書の対象とする。  ３　前各項の場合、関係する包括特約書の締結者の同意があるときは、いずれかの包括特約書に基づく保険契約の申込みを行うことができるものとする。ただし、当該申込みに係る包括特約書の締結者の定款に定める以外の貨物についてはこの限りでない。  ４　第２項の規定により分割して保険契約を締結する場合の保険価額及び保険金額は、次の各号により算出する。  一　保険価額  イ　元　本  輸出契約又は仲介貿易契約の総額に建値を基準とする当該包括特約書に係る輸出貨物等の代金又は賃貸料の各々の額の当該輸出契約又は仲介貿易契約の輸出貨物等の代金又は賃貸料の総額に対する割合を乗じて得た額  ロ　金利その他  イにより算出した元本に基づき輸出契約又は仲介貿易契約に定める計算方法により算出した額  二　保険金額は、前号により算出した保険価額に基づき当該包括特約書で定めるところに従い算出した額  （環境社会配慮のためのガイドライン）  第２２条　貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン（平成１３年４月１日　０１－制度－０００６１）に定めるカテゴリＣに分類される２年以上案件に係る保険契約の締結に際しては、次の特約を付すものとする。  「独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）に提出されたスクリーニングフォームの内容の全部又は一部が事実に反しており、これが被保険者又は保険契約者の故意又は過失による場合には、日本貿易保険は保険契約を解除することができる。　」  第３節　個別保証枠  （個別保証枠の申請等）  第２３条　名簿においてＥＥ格、ＥＡ格、ＥＭ格又はＥＦ格（以下この節において「Ｅ格」という。）に格付けされた者を代金等の支払人とする２年未満案件について個別保険の申込みをしようとする者であって、約款第３条第２号又は第４号の信用危険（以下「船後信用危険」という。）のてん補を希望するもののうち、個別保証枠の確認の申請を希望するものは、輸出契約等の金額について、別紙様式第２「個別保証枠確認申請書」及び輸出契約等を証する書類（輸出契約等の成立以前にあっては注文書又はこれらに準ずる書類）の写しを機構に直接又はファクシミリにより提出するものとする。  ２　前項の規定は、船後信用危険のてん補を含む個別保険の保険契約が締結されている輸出契約等の支払人を、Ｅ格に格付けされている者に変更する場合に準用する。  ３　この節に規定する手続きについて電子情報処理組織を使用して行う場合は、日本貿易保険が別に定める「ＷＥＢ申請サービスの利用について」によるものとする。  （個別保証枠の確認等）  第２４条　機構は、前条又は次条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る金額が、保証枠残高の範囲内である場合は確認する旨を、又は保証枠残高を超える場合は確認できない旨を別紙様式第３「個別保証枠確認証」（以下「確認証」という。）により申請者に通知するものとする。  ２　前項の確認の有効期間は、当該確認をした日から３月とする。ただし、保険契約締結の前に当該確認に係る支払人がＥ格以外に格付されたとき又は名簿から削除されたときは、その日以降当該確認は無効とする。なお、有効期間の延長は行わないものとする。  （確認金額の許容範囲）  第２５条　輸出契約等の金額が前条第１項の確認証を取得した後、当該確認証に係る輸出契約等の額（以下「確認金額」という。）を超えた場合は、次の各号により確認証を取得しなければならない。ただし、当該増加金額が確認金額の100分の５未満の場合は、この限りではない。なお、確認申請手続については、第２３条第１項の規定を準用するものとする。  一　保険契約の申込の前に、輸出契約等の金額が増加した場合は、改めて当該増加金額を含めた額の確認証を取得するものとする。  二　保険契約の申込の後に、輸出契約等の金額が増加した場合は、当該増加金額について確認証を取得するものとする。  （確認証の訂正等）  第２６条　第２５条第１項の規定により申請者に通知した確認証の誤記等による記載内容の訂正又は変更の取扱いについては、次の各号とする。  　一　確認証の記載内容のうち「支払人」の社名若しくは名称又は住所に訂正又は変更があったときは、当該保険契約の申込日までに、確認証の原本及びその事実を証明する書類並びに別紙様式第４「個別保証枠確認証の内容訂正変更通知書」（以下「内容訂正変更通知書」という。）を機構に提出するものとする。  二　確認証の支払人を変更したときは、当該確認証は無効とする。この場合にあっては、速やかに別紙様式第５「貿易一般保険(決済／枠戻)通知書」（以下「決済等通知書」という。）を大阪支店又は機構（本部又は名古屋支部に限る。以下この節において同じ。)に提出するものとする。  三　確認証の記載内容のうち「船積(予定)日」の変更又は確認証の契約金額の表示通貨の変更（確認金額の範囲内の変更に限る。）については、内容訂正変更通知書の提出は要しないものとする。  （決済等通知書の提出等）  第２７条　第２４条第１項の規定による確認証を取得して保険契約を締結した者又は保険契約の申込時に保証枠残高の範囲内である旨日本貿易保険による確認を受けて保険契約を締結した者は、当該輸出契約等の金額の全部若しくは一部が決済されたとき又は当該輸出契約等の支払人に変更があったときは、その事実を知った日から起算し、５営業日以内に決済等通知書を大阪支店又は機構に提出しなければならない。ただし、当該輸出契約等の相手方が名簿においてＥ格以外に格付された場合は、この限りでない。  （確認証の返却）  第２８条　第２４条第１項の規定により確認を受けた者は、確認金額について保険契約を締結しなかったときは、有効期限前にあっては速やかに、有効期間終了後にあってはその有効期間が終了した日から、５営業日以内に、決済等通知書に当該理由を記載した書面及び交付された確認証（第２５条第１号に規定する確認証を取得できなかった場合における増加する前の輸出契約等の金額について取得した確認証を含む。）を添付し、大阪支店又は機構に提出しなければならない。ただし、確認金額の100分の５未満の額について保険契約を締結しなかった場合又は確認に係る支払人が名簿においてＥ格以外に格付された場合は、当該通知書の提出は要しないものとする。  第４節　保険料率算定  （保険料率算定における期間計算の取扱い）  第２９条　約款第３条第１号のてん補危険に係る場合の「貿易保険の保険料率等に関する規程」（平成１６年７月２日 ０４－制度－０００３４。以下「保険料率等規程」という。）のⅡ［１］１(1)に規定するＸの取扱いは、下表による。ただし、特約により別に定めた場合を除く。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 船積方法等 | | Ｘの日数 | | ２年未満案件 | 輸出貨物等の二以上の船積予定日及び当該予定日に係る各船積予定額が定められている場合 | 当該各船積予定日の輸出貨物等の船積みの部分ごとに、保険契約締結日から（当日算入。以下この表において同じ。）輸出貨物等の各船積予定日まで | | 完成納期案件(注)の場合 | 保険契約締結日から第１回船積予定日から完成納期までの期間の中間日（中間日が２日存在する場合は、最初の中間日をいう。以下この条において同じ｡)まで | | 上記以外の場合 | 保険契約締結日から輸出貨物等の船積予定日まで | | ２年以上案件 | | 保険契約締結日から第１回船積実行日から起算点までの期間の中間日まで |   (注)完成納期案件とは、完成納期以降の日を船積期日として保険契約を締結した輸出契約等をいう。（次項第１号において同じ。）  ２　約款第３条第２号のてん補危険に係る場合の保険料率等規程のⅡ［１］１(1)に規定するＸの取扱いは、次の各号による。ただし、特約により別に定めた場合を除く。  一　リテンション決済(注)の場合は、下表による。   |  |  | | --- | --- | | 船積方法 | Ｘの根拠となる期間 | | 完成納期案件の場合 | 輸出貨物等の第１回船積予定日から完成納期までの期間の中間日から代金等の最終決済予定日まで | | 上記以外の場合 | 輸出貨物等の最終の船積予定日から代金等の最終決済予定日まで |   (注)リテンション決済とは、仮引渡時（Provisional Acceptance）又は検収テスト終了時（Commissioning）を起算点とする２年未満案件（非延払部分（保険料率等規程のⅠ(12)に規定するものをいう。以下同じ。）を含む。）における代金等（起算点以前に約款第３条第２号又は第４号に係る保険責任が開始するものに限り、決済額に係る金利を受け取るものを除く。）の決済のうち、その一部が当該起算点以後に支払われるもので、かつ当該決済の額が代金等の５０％未満であるものをいう。（次項第１号において同じ。）  二　その他の決済の場合は、下表による。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 決済方法等 | | | Ｘの日数 | |  | | | 輸出貨物等の第１回船積予定日から最終船積予定日又は完成納期までの期間の中間日から代金等の最終決済予定日まで | | スケジュールペイメント(注１)又はマイルストーンペイメント(注２)（輸出貨物等の船積みの日を起算とする決済予定日に係る決済部分を除く。） | | 輸出貨物等の最終船積予定日以前の代金等の決済予定日に係る決済額をてん補対象とする保険契約を締結する場合 | | 上記以外の場合 | 輸出貨物等の最終船積予定日から代金等の最終決済予定日まで | | その他の決済 | 決済予定日が輸出貨物等の船積みの日を起算として定められる決済 | | 最長ユーザンス期間(注３) | | 一定期間内に行われた輸出貨物等の船積みに係る代金等の決済予定日が当該一定期間の末日又は当該末日からの経過日を起算として定められる決済 | | 当該一定期間(注４)の２分の１の日数（１日未満切り上げ）に当該経過日及び最長ユーザンス期間を加えた日数 | | その他の決済 | | 輸出貨物等の最終船積予定日から代金等の最終決済予定日まで |   (注１)スケジュールペイメントとは、２年未満案件におけるリテンション決済以外の部分に係る決済が、輸出貨物等の船積み又は技術の提供又はこれに伴う労務の提供（以下「技術等の提供」という。）の時期及びその金額にかかわらず、当該輸出契約等の締結時において予め定められた二以上の期日に予め定められた金額を支払う決済方法をいう。（次項第２号において同じ。）  (注２)マイルストーンペイメントとは、２年未満案件におけるリテンション決済以外の部分に係る決済が、当該輸出契約等において主要な作業工程の各到達点、主要部分の船積日等をマイルストーンとして定め、当該各マイルストーンの達成時に予め定められた金額を支払う決済方法をいう。（マイルストーンが１回の場合を除く。）ただし、輸出貨物等の輸出等の日を起算とするマイルストーンを決済予定日とする決済部分を除く。  (注３) 最長ユーザンス期間とは、支払猶予期間のほか、輸出契約等に定められている支払請求インボイスの提出期間、当該インボイスの承認期間、当該インボイスに係る代金等の送金期間等を加えた最長期間をいう。（次項第２号において同じ。）  (注４)「一定期間」が月数を基準として定められている場合は、１月の日数を30日とする。（次項第２号において同じ。）  ３　約款第３条第４号のてん補危険に係る場合の保険料率等規程のⅡ［１］１(1)に規定するＸの取扱いは、次の各号による。  一　リテンション決済の場合は、技術等の提供の第１回対価確認予定日から最終対価確認予定日までの期間の中間日から代金等の最終決済予定日まで  二　その他の決済の場合は、下表による。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 決済方法等 | | Ｘの日数 | | スケジュールペイメント | | 技術等の提供の代金等の第１回決済日から代金等の最終決済予定日までの期間の中間日から代金等の最終決済日まで | | その他の決済 | 決済予定日が技術等の提供の対価確認日を起算として定められる決済 | 最長ユーザンス期間 | | 一定期間内に行われた技術等の提供の対価確認に係る代金等の決済予定日が当該一定期間の末日又は当該末日からの経過日を起算として定められる決済 | 当該一定期間の２分の１の日数（１日未満切り上げ）に当該経過日及び最長ユーザンス期間を加えた日数 | | その他の決済 | 技術等の提供の対価確認予定日から最終決済予定日まで |   ４　非延払部分について、第２項を適用する場合は、同項中「第１回船積予定日から最終船積予定日までの期間の中間日」とあるのは「第１回船積予定日から起算点までの期間の中間日」と読み替え、前項を適用する場合は、同項中「第１回対価確認予定日から最終対価確認予定日までの期間の中間日」とあるのは、「第１回対価確認予定日から起算点までの期間の中間日」と読み替えるものとする。  ５　保険料率等規程のⅡ［１］１(3)②に規定する「元本の決済等が均等に分割して行われる場合」とは、第１回の決済予定日が起算点から６月以内で、かつ、均等額が均等間隔（最終の決済予定日とその直前の決済予定日との間隔が当該均等間隔の２分の１未満の期間短縮されている場合を含む。）に分割して決済される場合をいう。  （便宜置籍国）  第３０条　保険料率等規程のⅡ［１］５(1)及び(2)に規定する便宜置籍国とは、ケイマン諸島、サイプラス、パナマ、バハマ、バーミューダ諸島、バルバドス、マデイラ諸島、マルタ、マーシャル諸島、リベリア、バヌアツとする。  第５節　保険の申込み  （委託販売契約）  第３１条　機械包括特約書及び企業総合包括特約書の対象となる委託販売契約の申込等については、次のとおりとする。  一　買取条件付の委託販売契約については、通常の輸出契約と同様に付保申込を行い当該委託販売契約の内容に基づいて保険契約を締結する。  二　買取条件のない委託販売契約については、次のとおりとする。  イ　約款第３条第２号のてん補危険については、一律１月分を付保申込することとする。ただし、これを超える期間により付保申込を行うことを妨げない。  ロ　最終需要者が確定した段階での当該支払条件に基づく内容変更承認申請については、被保険者の任意とし、この場合は当該委託販売契約について保険料計算上、反映されているリスクの範囲内において日本貿易保険はてん補するものとする。  ハ　輸出した貨物が販売されずに積み戻された場合は、約款第３条第２号のてん補危険に係る保険料は100％返還することとする。  （電子メール等の取扱い）  第３２条　保険の申込に際し、輸出契約等の相手方からの電子メール、電報又はこれに準ずるもの（以下「電子メール等」という。）により輸出契約等の内容について必要な事項が確認できる場合には、電子メール等の入手をもって輸出契約等の当事者間の合意が成立したものと推定する。  ２　輸出者等は、前項により保険契約の申込を行った場合には、輸出契約等の相手方の応諾サインのある輸出契約書等又はそれに準ずる書類を別途入手し、保管しなければならない。  ３　保険金の請求をする場合には、輸出契約等を証する前項の書類を保険金の請求に必要な他の書類とともに提出しなければならない。  （輸出契約等に係る保険契約の申込みの時期等）  第３３条　発効条件が付されている輸出契約等に係る保険契約の申込みは、当該契約の発効日以降とする。ただし、当該契約の締結日以後であれば、被保険者の選択により、発効日前でも保険の申込みができるものとする。  ２　前項ただし書により保険契約が締結された輸出契約等が発効しなかったときは、約款第３条第１号のてん補危険に係る保険料の未経過保険料及び約款第３条第２号から第４号までのてん補危険に係る保険料を返還するものとする。ただし、次条第１項に規定する許可又は承認を必要とする輸出契約等について保険契約の締結後、当該許可又は承認が行われないことにより輸出契約等が発効しなかったときは、保険料は返還しない。  （包括保険の保険申込みの遅滞等の取扱い）  第３４条　包括特約書に規定する保険の申込みの遅滞の起算日は、下表に掲げる日とする。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 輸出契約等の内容 | | 申込遅滞の起算日 | | 「外国為替及び外国貿易法」（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）第48条第１項の許可又は輸出貿易管理令第２条第１項第１号の承認を必要とするもの（同令別表第１の１の項から15の項までの貨物及び同令別表第２の貨物） | | 契約締結日（発効条件が付されている輸出契約等にあっては、当該契約の発効日。以下この表において同じ。） | | 外為法第48条第１項の許可又は輸出貿易管理令第４条第１項第３号のイ並びにロの許可を必要とするもの（同令別表第１の16の項の貨物及び保険申込時までに客観要件並びにインフォーム要件に該当する貨物） | 客観要件に該当する貨物に係るもの | | インフォーム要件に該当する貨物に係るもの | 契約締結日又は輸出許可取得日のいずれか遅い日 | | 上記外為法に係る許可又は承認が必要ないもの | | 契約締結日 |   ２　包括特約書に規定する保険の申込みの著しい遅滞とは、前項に規定する日から３月を経過した後に保険の申込みを行うことをいう。ただし、次項に該当するものを除く。  ３　包括特約書に規定する保険の申込みの脱漏とは、第１項に規定する日から被保険利益が消滅する日までの間に保険の申込みが行われないことをいう。ただし、第１項に規定する日から３月以内に被保険利益が消滅する場合であって、被保険利益消滅後、第１項に規定する日から３月以内に保険の申込みが行われている場合を除く。  ４　日本貿易保険は、第１項に規定する日から２月を経過した後に保険の申込みを受けた場合（輸出組合又はこれに準ずる団体（以下「組合等」という。）との間で締結した特約書（以下「組合包括」という。）に基づく保険の申込みにあっては、当該保険の申込みの遅滞又は脱漏について、組合等の故意又は重大な過失が主たる原因である場合を除く。）には、その都度、当該保険の申込みに係る輸出者等に申込遅滞理由書を求めることができる。  ５　日本貿易保険は、第２項の規定に該当する保険の申込みを受けた場合又は第３項の規定に該当する輸出契約等の存在を知った場合（組合包括に基づく保険の申込みにあっては、当該保険の申込みの遅滞又は脱漏について組合等の故意又は重大な過失が主たる原因であると認められる場合を除く。）には、その都度、当該保険の申込みに係る輸出者等に申込遅滞又は脱漏理由書を求め、かつ、当該輸出者等に（組合包括に基づく保険の申込みにあっては、組合等を通じて）警告するものとする。  ６　前項の警告にもかかわらず、輸出者等が警告を受けたときから３年を経過するまでの期間に３回以上保険の申込みを著しく遅滞し、又は２回以上保険の申込みを脱漏した場合には、当該３回目の著しい遅滞又は２回目の脱漏に係る保険契約を含め、特約書に規定する保険料の割り増しが適用されるものとする。ただし、日本貿易保険が上記措置によることが適当でないと認めた場合はこの限りでない。  ７　前項に規定する割り増しが適用される期間は、保険の申込みの遅滞の回数及び程度又は脱漏の回数及びその事情等を勘案して定める。  ８　第６項の規定の適用を決定したときは、当該輸出者等に直接（組合包括に基づく保険の申込みにあっては、組合等を通じて）日本貿易保険がその旨を通告する。  第６節　保険料  （保険料の納付方法）  第３５条　保険契約者は、貿易一般保険の保険料を、原則として、保険契約の締結時に一括して納付するものとする。ただし、被保険者が約款第２２条第１項に規定する輸出契約等の重大な内容変更等を行った場合であって保険契約者が保険料を納付すべきときは、次の各号に掲げる時に一括して納付するものとする。  一　日本貿易保険が同条第６項の承認をした場合にあっては、被保険者が同条第１項の通知を行った時  二　前号に掲げる場合以外にあっては、日本貿易保険が同条第２項ただし書の規定による承認をした時  ２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる保険料について保険契約者が希望する場合は、保険契約締結時に納付すべき保険料を当該各号ごとに定める方法により分割して納付することができる。  一　２年以上案件（代金等が本邦通貨、アメリカ合衆国ドル又はユーロにより決済されるものに限る。）に係る保険料（延払元本（ＯＥＣＤ輸出信用アレンジメントの輸出信用の元本をいう。）及び当該延払元本に付随する金利の額に対する約款第３条第２号又は第４号のてん補危険に係るものに限る。）　　当該保険料の額の100分の50を保険契約の締結時に、100分の50を保険契約者の指定した日（保険契約締結日から５年以内であって、決済の予定起算点の日の前日以前の日に限る。）に納付する方法  二　機械包括特約書、貿易一般保険包括保険（船舶）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道車両）特約書、貿易一般保険包括保険（電線）特約書又は技術提供特約書の対象であり、かつ、契約金額が５００億円を超える２年未満案件に係る保険料　　当該保険料の額の100分の50を保険契約の締結時に、100分の50を保険契約者の指定した日（保険契約締結日から２年以内であって、輸出貨物等の第１回船積予定日から最終船積予定日又は完成納期までの期間の中間日の前日以前の日に限る。）に納付する方法  ３　保険契約者が前項第１号で定める方法による保険料の分割納付を申し出たときは、保険契約の締結に際し、次の特約を付すものとする。  「１．この保険契約の申込書に記載された保険料の第２回支払日（以下「第２回支払日」という。）が到来する前に貿易一般保険約款（以下「約款」という。）第４条各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、保険契約者は、当該第２回支払日にかかわらず、別途、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）が指定する日までに当該第２回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。  ２．第２回支払日が到来する前に約款第１４条に規定する書面を提出することとなった場合であって日本貿易保険が請求したときは、保険契約者は、当該第２回支払日にかかわらず、当該請求において日本貿易保険が指定する日までに当該第２回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。  ３．第２回支払日までに保険契約者が破産手続開始の決定その他これに準ずる状態に至った場合は、第２回支払日にかかわらず、保険契約者は当該破産手続開始の決定その他これに準ずる状態に至った日に当該第２回支払日に係る保険料の全額について納入義務を負うものとする。　　」  ４　保険契約者が第２項第２号で定める方法による保険料の分割納付を申し出たときは、保険契約の締結に際し、次の特約を付すものとする。  　「１．この保険契約の申込書に記載された保険料の第２回支払日（以下「第２回支払日」という。）が到来する前に貿易一般保険約款第４条各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、保険契約者は、当該第２回支払日にかかわらず、別途、独立行政法人日本貿易保険が指定する日までに当該第２回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。  　 ２．第２回支払日までに保険契約者が破産手続開始の決定その他これに準ずる状態に至った場合は、第２回支払日にかかわらず、保険契約者は当該破産手続開始の決定その他これに準ずる状態に至った日に当該第２回支払日に係る保険料の全額について納入義務を負うものとする。　　」  （決済期限前の決済）  第３６条　決済期限前に決済が行われたことは、約款第２４条第３項の合理的理由による保険期間の短縮に該当する。  第７節　確定通知  （確定通知を要する輸出契約等）  第３７条　約款第１４条に規定する貿易一般保険運用規程に定める場合とは、２年以上案件の場合とする。  （確定通知による内容変更のみなし承認）  第３８条　約款第１４条に規定する書面（以下「確定通知書」という。）を提出する輸出契約等にあっては、原則として、船積予定時期の変更（３月未満の遅れの場合に限る。）又は代金等の減額若しくは５％未満（包括特約書に基づく保険契約にあっては、５％未満又は特約書若しくは手続細則に定める金額未満）の増額があった場合は、当該確定通知書の提出をもっててん補の対象となるものとする。  （決済期限等確定時における保険料の精算）  第３９条　確定通知書を提出する輸出契約等にあっては、当該通知書の提出時に当該確定した決済金額等及び決済期限等に基づき第３５条に規定する保険料の精算を行う。  （決済期限等確定前のてん補事由発生における損失額）  第４０条　決済金額及び決済期限が確定する前に約款第４条第１号から第９号まで、第１２号又は第１４号の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合における約款第３条第２号又は第４号のてん補危険に係る損失の発生については、保険契約の締結時に予定した決済金額及び決済期限に基づき確定する。ただし、約款第２８条第２項の規定により日本貿易保険の確認があったときは、この限りでない。  第８節　保険金の支払等  （損失を受けるおそれが高まる事情の発生を知った日）  第４１条　約款第１６条に規定する当該事情の発生を知った日とは、被保険者が損失を受けるおそれが高まる事情の発生を確認した日とする。  （損失発生通知書の提出時期）  第４２条　約款第３条第１号のてん補危険における損失発生通知書の提出時期は、原則として、次条に規定する事故発生日以降とする。  ２　約款第３条第３号のてん補危険における損失発生通知書の提出時期は、原則として、次条に規定する事故確定日以降とする。  （事故発生日及び事故確定日）  第４３条 約款第３条第１号のてん補危険における事故発生日及び事故確定日は、次の各号とする。  一　約款第４条第１号から第９号までのいずれかに該当する事由（輸入の禁止、為替取引の禁止その他これらに準ずる事由を除く。）による場合は、輸出契約等で定める船積期日を事故発生日とし、事故確定日は、次の各号とする。  イ 約款第４条第１号から第９号までのいずれかに該当する事由によって船積期日後に輸出契約等の相手方から輸出契約等を破棄された場合は、当該破棄通知の発信日  ロ　約款第４条第１号、第２号、第８号イ又はニの事由が生じたため貨物の輸出等が著しく困難になったと認められる場合は、輸出契約等で定める船積期日から２月を経過した日。ただし、日本貿易保険が特に必要と認めたときは、２月以外の期間を定めることがある。  ハ　約款第４条第３号から第７号まで、第８号ロ、ハ又は第９号のいずれかに該当する事由が生じたため貨物の輸出等が著しく困難になったと認められる場合は、輸出契約等で定める船積期日からその都度日本貿易保険が定める期間を経過した日  二　約款第４条第１０号から第１３号までのいずれかに該当する事由による場合は、次に掲げる日を事故発生日及び事故確定日とする。  イ　約款第４条第１０号の事由のうち外為法による貨物の輸出等の制限の場合は、当該制限により貨物の輸出等ができないことの確認を日本貿易保険から受けた日  ロ　約款第４条第１１号の事由による場合は、輸出契約等の相手方又は被保険者からの輸出契約等破棄通知の発信日  ハ　約款第４条第１２号の事由による場合は、輸出契約等の相手方が破産手続開始の決定の宣告を受けた日  ニ　約款第４条第１３号の事由による場合は、輸出契約等の相手方が支払不能になった日  三　約款第４条第１号から第９号までのいずれかに該当する事由によって船積期日前に輸出契約等の相手方から輸出契約等を破棄された場合は、当該破棄通知の発信日を事故発生日及び事故確定日とする。  四　輸入の禁止、為替取引の禁止、外為法による貨物の輸出の禁止その他これらに準ずる事由による場合は当該禁止措置が実施された日を事故発生日及び事故確定日とする。  　　ただし、当該禁止措置等が一時的であると認められる場合は、第１号に準じて日本貿易保険が当該禁止措置が実施された日以外の日を定めることがある。  ２　約款第３条第３号のてん補危険における事故発生日は、約款第４条第１号から第10号までのいずれかに該当する事由が発生した日とし、事故確定日は、約款第４条第１号から第10号までのいずれかに該当する事由によって生ずる運賃又は保険料の増加額を被保険者が新たに負担することとなった日とする。  ３　約款第３条第２号又は第４号のてん補危険における事故発生日及び事故確定日は、次の各号とする。  一　約款第４条第１号から第９号まで又は第１２号のいずれかに該当する事由による場合は、輸出契約等で定める決済期限を事故発生日及び事故確定日とする。  二　約款第４条第１４号に該当する事由による場合は、輸出契約等で定める決済期限を事故発生日とし、当該決済期限から３月を経過した日を事故確定日とする。  ４　約款第３条各号のてん補危険について、前各項に規定する事故発生日が保険期間内にあればてん補の対象とし、事故確定日は保険期間内にある必要はないものとする。  （輸出等不能事故に係る損失防止軽減義務）  第４４条　約款第３条第１号のてん補危険に係る損失防止軽減義務のうち、貨物の処分は、事故確定日以後行わなければならない。ただし、日本貿易保険が特に必要と認める場合にあっては、事故確定日以前に貨物の処分を行うことができる。  （輸出等不能事故及び増加費用に係る換算率）  第４５条　約款第３条第１号及び第３号のてん補危険に係る約款第６条の金額にあっては、約款第３６条第３項の規定にかかわらず、その額が確定した日における外国為替相場（約款第３６条第１項第１号の外国為替相場をいう。以下同じ。）により邦貨に換算するものとする。ただし、約款第６条第１号又は第２号に規定する費用について、当該費用に係る通貨を邦貨で買い取って支払った場合は、当該買取に使用した換算率により邦貨に換算する。  ２　前項において「その額が確定した日」とは、次の各号の日をいう。  一　輸出等をすることができなかった貨物を処分することにより取得した金額又は取得し得べき金額がある場合において、「取得した金額」若しくは「取得し得べき金額」又は当該貨物の「処分に要すべき費用」については当該貨物の処分契約の締結日、当該貨物の「処分に要した費用」については当該費用を支出又は送金した日  二　輸出等をすることができなかった貨物を処分していない場合において、「当該貨物の評価額」については、輸出契約等で定める船積期日から２月を経過した日  （保険金の条件付支払の取扱い）  第４６条　約款第３１条に規定する保険金の条件付支払（以下「条件付支払」という。）における条件は、次の各号とする。  一　被保険者は、日本貿易保険から保険金の支払を受けた後においても、輸出貨物等の処分その他損失を防止軽減するため、一切の合理的な措置を講ずることとし、日本貿易保険が求めた場合は、当該輸出貨物等の状態について報告しなければならない。  二　被保険者は、輸出貨物等を処分しようとするときは、あらかじめその旨を日本貿易保険に通知すること。  三　被保険者は、輸出貨物等の管理又は処分について日本貿易保険の指示を受けたときは、これに従うこと。  四　被保険者は、輸出貨物等を処分し、又は輸出貨物等が滅失き損したときは、遅滞なくその旨を日本貿易保険に通知し、かつ、約款第７条の規定によりあらためて算定した日本貿易保険のてん補すべき額が支払を受けた保険金の額に満たないときは、その差額に相当する金額を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付すること。この場合において、被保険者が第１号の条件に基づく義務の履行を怠ったときは、日本貿易保険は、被保険者がその義務を履行すれば防止軽減することができたと認められる金額を控除した残額を基礎として、てん補額を決定することができること。  五　保険金の支払があった後６月を経過した後においても被保険者が処分しなかった輸出貨物等がある場合においては、日本貿易保険は、保険金の支払の際に当該貨物を処分して回収し得べき金額と認めた金額を変更することができるものとし、その変更された額を基礎として約款第７条の規定により算定した日本貿易保険がてん補すべき額が支払を受けた保険金の額に満たないときは、被保険者は、その差額に相当する金額を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付するものとする。  （保険金の概算払の取扱い）  第４７条　約款第３２条に規定する保険金の概算払（以下「概算払」という。）は、設備並びにその部分品に限るものとする。  ２　保険金の概算払の条件は、次の各号とする。  一　被保険者は、日本貿易保険から保険金の支払を受けた後においても、輸出貨物等の処分その他損失を防止軽減するため、一切の合理的な措置を講ずることとし、３月ごとに、輸出貨物等の状態について報告すること。  二　被保険者は、輸出貨物等を処分しようとするときは、あらかじめその旨を日本貿易保険に通知すること。  三　被保険者は、輸出貨物等の管理又は処分について日本貿易保険の指示を受けたときは、これに従うこと。  四　被保険者は、輸出貨物等を処分し、又は輸出貨物等が滅失き損したときは、遅滞なくその旨を日本貿易保険に通知し、かつ、約款第７条の規定により算定した日本貿易保険がてん補すべき額が、概算で支払を受けた保険金の額に満たないときは、被保険者はその差額に相当する金額を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付し、当該算定額が概算で支払を受けた保険金の額を超えるときは日本貿易保険は保険金の追加払を行う。  五　被保険者が輸出貨物の処分をしなかった場合においても概算で保険金を支払った後１年６月を経過した場合は、精算を行うこと。ただし、必要と認められる場合は、この期間を６月に限り延長できるものとする。  六　前２号の保険金の精算にあたっては、被保険者が第１号の条件に基づく義務の履行を怠ったときは、日本貿易保険は、被保険者がその義務を履行すれば防止軽減することができたと認められる金額を控除した残額を基礎として、てん補額を決定することができる。  七　被保険者は、輸出契約等に基づいて輸出貨物等を輸出等したときは、遅滞なくその旨を日本貿易保険に通知し、当該輸出等した貨物の代金等の額に対応する概算払保険金を返還すること。  八　被保険者は、第４号及び前号の条件に基づき納付すべき金額を日本貿易保険の指定する日の翌日までに納付しなかったときは、その翌日から納付の日までの日数に応じ当該金額について年10.95%の割合で計算した延滞金を日本貿易保険の請求に従い納付すること。  ３　概算払の額の限度については、次のとおりとする。  一　概算払の額は、当該貨物の予定製造原価に、生産開始の日から事故確定日（事故確定日前に当該貨物の生産を中止した場合にあっては当該中止日）までの期間（事故確定日以後損失を軽減するため当該貨物の生産を継続する必要がある場合においては、生産開始の日から生産終了の日までの期間）の予定生産期間に対する割合（以下「生産進行率」という。）について、下表の区分に従いそれぞれ該当する原価投入率を乗じて得た額から事故確定日までに輸出契約等の相手方から支払を受けた金額又は受けるべき金額を控除した残額の２分の１に相当する金額の範囲内とする。  二　製造原価は、輸出契約等の額（積込み渡し価額。金利を含まず。）に機械設備及び鉄道車両にあっては、100分の65、船舶にあっては100分の66、電線にあっては100分の76を乗じて得た額とみなす。  （表）　略  （損失額の算定基準等の取扱い）  第４８条　貿易一般保険包括保険（繊維品）特約書に基づく保険契約に係る約款第５条の規定による損失額の算定等の取扱いは、次の各号とする。  　一　船積諸掛等の算定方式等について  保険金請求のうち、船積諸掛（船積基本料金、通関手続取扱料及び検量証明書発行手数料）、倉庫料及び入出庫料（以下「船積諸掛等」という。）の取扱いは、次の各号とする。  　　イ 船積諸掛等の算定方式は下表のとおりとする。  　　　（保険金請求手続の簡素化による定額算定方式）  （表）　略  ロ 適用料率は、当該輸出貨物を輸出し又は輸出すべき時期において、当該港において、使用される料率表による。  ハ　船積諸掛等については、保険金請求にあたって費用の算定の根拠となるべき書類（数量、保管期間を証明する書類）を添付するものとし、計算書、請求書、受領書の添付を要しない。  　二　間接経費をてん補しうる場合及び算入すべき間接経費の額について  　　　　てん補額の算定に際し、間接経費をてん補しうる場合及び算入すべき間接経費の額は、次のとおりとする。  イ　間接経費は、当該貨物を引取った場合（未加工引取の場合を含む。）に限りてん補する。  ロ　てん補額に算入すべき間接経費の額は、保険事故を生じた輸出契約に係る買手当の貨物（以下「事故貨物」という。）につき、当該事故貨物の供給契約（加工契約を含む。以下同じ。）の代金の額の100分の２の間接経費率を乗じて得た金額とする。  ハ　イにより算定した間接経費の額が事故貨物の輸出契約に基づく代金の額から当該貨物の供給契約に基づく代金の額を控除した残額を超えるときは、当該残額を限度として算入する。  　　ニ　金利については、てん補額算定にあたり算入しない。  　三　損失額の算定基準について  損失額の算定の基礎として輸出者が輸出契約を履行するため支出を要した費用の額を算定する必要がある場合において、当該輸出契約の締結に際しその採算の基礎となったものと推定される費用の支出見込額をもって当該輸出契約を履行するため支出を要した費用の額とすることが妥当と認められるときは、当該支出見込額を基礎として損失額を算定するものとし、その基準は次のとおりとする。  イ　次のいずれかに該当する輸出契約に係る保険契約の損失額の算定については、ロ及びハのとおり取り扱う。  ①　下表に掲げる貨物を生地買い（生地買い賃加工を含む。）の方法により輸出するもの  ②　下表に掲げる貨物を糸買い賃加工の方法により輸出するもの（当該損失に係る約款第４条第１号から第１３号のいずれかに該当する事由（以下「てん補事由」という。）が発生したときに、当該輸出契約に充当される貨物が糸の状態にあるものを除く。）  （表）　略  ロ 費用の支払見込額の認定  輸出契約の締結に際しその採算の基礎となったものと推定される費用の支出見込額は、価格査定会が次の方式により算定した額に基づいて認定する。  　　①　評価の基礎とすべき時点は当該輸出契約が成立した日とする。  ②　評価の基礎とすべき価格は、仲間取引相場の中値（最高値と最低値との算術平均）及び輸出契約で定める船積時期を勘案して通常購入できると認められる生地（さらし又は染色してないもの）の価格とする。  　　ハ　貨物の充当関係の立証  貨物の輸出契約に対する充当関係の立証は、基本的には通常の算定方式による場合と同様とするが、保険金の査定に当たり必要とする立証書類は、原則として次のとおりとする。  ①　てん補事由が発生したときにおける事故該当貨物の取引形態が売買契約である場合  ⅰ　てん補事由が発生したときまでに被保険者が貨物を引き取っていない場合  当該貨物の購入契約を立証する書類、貨物引取時の在庫を立証する書類及びその後の当該貨物の動きを立証する書類  ⅱ　てん補事由が発生したときまでに被保険者が貨物を引き取っている場合  てん補事由が発生したときの当該貨物の在庫を立証する書類及びその後の当該貨物の動きを立証する書類  ②　てん補事由が発生したときにおける事故該当貨物の取引形態が賃加工契約である場合  ⅰ　てん補事由が発生したときまでに被保険者が加工指図書を発行していない場合  当該貨物の賃加工契約を立証する書類、てん補事由が発生したときの在庫を立証する書類及びその後の当該貨物の動きを立証する書類  ⅱ　てん補事由が発生したときまでに被保険者が加工指図書を発行している場合  当該貨物の賃加工契約を立証する書類、加工指図書及びその後の当該貨物の動きを立証する書類  第２章貿易一般保険包括保険（企業総合）関係  （特約書締結の申込みができる者等）  第４９条　貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書（以下この章及び別表において「特約書」という。）の対象とすることを予定している貨物に係る輸出契約等に基づく輸出又は販売の実績が直近１年間で３億円以上あり、更に将来継続的かつ反復的に貿易取引を行う法人であって約款及びこれに関する規定に同意する者は、特約書の締結を日本貿易保険に申し込むことができる。  ２　特約書の更新に際し、特約書の更新日の３９月前から３年間に特約書に基づいて締結された保険契約に係る保険価額の年間合計額が継続的に３億円未満である場合は、日本貿易保険は特約書の更新を行わないことができる。  （輸出契約等の契約金額の設定）  第５０条　特約書附帯別表第１に掲げる輸出契約又は仲介貿易契約の契約金額の設定額は、１，０００万円以下とする。  （保険成績調整係数の設定単位）  第５１条　保険料率等規程別表第１第２号の保険成績調整係数は、特約締結者ごととする。ただし、特約書の締結に際し、特約書の対象とすることを予定している貨物に係る輸出契約等に基づく輸出等の実績額が直近１年間で100億円以上の場合は、特約書附帯別表第１第２号に定める部門ごととすることができる。  （支払限度額の設定）  第５２条　特約書第５条第２号に規定する支払限度額（以下この章及び別表において「支払限度額」という。）は、次項の規定により算出される額（以下「暫定限度額」という。）を基礎として特約書の締結者（日本貿易保険と特約書を締結しようとしている者を含む。第３項において同じ。）の希望等を勘案のうえ設定し、当該特約書の締結者に通知するものとする。  　なお、支払限度額の設定の取扱いは別表に掲げるとおりとする。ただし、輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金の支払人が異なる場合の別表における輸出契約等の相手方とは、当該輸出契約等に係る代金の支払人をいうものとする。  ２　支払限度額の設定の基礎となる暫定限度額は、次の各号に定める輸出実績額を基礎として以下の算式により算出する。  ［算式：暫定限度額の算定］  　平均ユーザンス  　　　　輸出実績額　×　　　　　　　　　　×　９０％  　　　　　　　　　　　　正味ユーザンス  （注）１．平均ユーザンスとは、一の輸出契約等に係る取引の額（付保実績額を輸出実績額とする場合は、一の保険契約に係る保険価額）と最終船積日から決済日までの期間（付保実績額を輸出実績額とする場合には、約款第３条第２号のてん補危険に係る信用保険料の計算期間。）をもとに加重平均により算出した平均支払猶予期間をいう。  ２．正味ユーザンスとは、輸出実績額を算出する期間中に締結した輸出契約等（付保実績額を輸出実績額とする場合には保険契約。以下この項において同じ。）に係るユーザンスの合計日数から同期間中の一の輸出契約等に係るユーザンスと他の一の輸出契約等に係るユーザンスとの重複期間の合計日数を控除した日数をいう。ただし、正味ユーザンスが360日を超えるとき又は特約書の締結時にあって当該正味ユーザンスが不明なときは360日とする。  一　特約書の締結時にあっては、特約書の締結予定日の１７月前から１年間の輸出契約等に係る取引金額（ＩＬＣにより決済された場合はその２分の１の額とし、ＩＬＣ以外の方法により決済された場合であって特約書附帯別表第３に掲げる輸出契約等に係るものを除く。）の合計を輸出実績額とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りではない。  二　すでに特約書第２条第１項の規定により登録されている輸出契約等の相手方について支払限度額の設定をする場合（次条第２項ただし書により支払限度額を変更する場合を含む。）には、特約書の更新日（特約書第１条に規定する特約期間（以下この章及び別表において「特約期間中」という。）に支払限度額を設定する場合にあっては、支払限度額の設定の申請を行った日）の１７月前からの１年間に特約書に基づいて締結された保険契約に係る保険価額（約款第４条第12号又は第14号のいずれかに該当する事由をてん補する保険契約における約款第３条第２号又は第４号のてん補危険に係る保険価額とし、ＩＬＣにより決済された場合はその２分の１の額とする。）の合計額を輸出実績額とする。  三　特約書の更新時又は特約期間中に特約書第２条第１項の規定により登録される輸出契約等の相手方について支払限度額を設定する場合には、輸出実績額はないものとみなす。ただし、同条第２項の規定により登録を削除してから２年を経過していない場合においては、前号の規定を準用する。  ３　特約書の締結者は、支払限度額の設定に際し、前項に規定する暫定限度額を超える場合その他日本貿易保険が特に必要と認める場合には、原則として、輸出契約等の相手方ごとに次の書類を提出するものとする。    　一　支払限度額申請書提出前３月以内に発行された信用調査報告書  　二　その他日本貿易保険が求める書類  ４　特約書第５条第３号に規定する運用規程に定めるものとは、次のいずれかのものをいう。  　一　第２項に規定する輸出実績額がないもの  　二　暫定限度額が特約書附帯別表第１第２号に掲げる金額未満となったもの  　三　第１項の規定により支払限度額の設定を調整していく過程において、第２項に規定する輸出実績額がある（前号に該当する場合を除く。）にもかかわらず、支払限度額を設定しないことが適当と認めたもの  （支払限度額等の効力等）  第５３条　支払限度額及び特約書第５条第３号の規定によるてん補率の制限（以下「てん補率の制限」という。）の効力発生日は、特約書の締結日又は特約書の更新日とする。ただし、貿易一般保険包括保険（企業総合）手続細則（平成１３年４月１日　０１－制度―０００２７。以下この章において「手続細則」という。）第３条第１項から第４項までの規定による申請が特約期間中になされた場合には、当該申請に係る支払限度額及びてん補率の制限の効力発生日は設定の日とする。  ２　前項の規定により効力が発生した支払限度額の変更及びてん補率の制限がなされている輸出契約等の相手方の支払限度額の設定は、特約書の更新時に限り認めるものとする。ただし、支払限度額０円の輸出契約等の相手方にあっては、特約期間中１回に限り支払限度額を変更することができる。  ３　特約書の更新時における付保実績算出期間後に手続細則第３条第１項から第３項までの規定による企総登録が行われ、当該企総登録が行われた輸出契約等の相手方について支払限度額を設定した場合は、当該支払限度額の効力発生日後直近の特約書の更新日において支払限度額を設定することができる場合に限り、当該支払限度額と同額の支払限度額を当該特約書の更新日に設定するものとする。ただし、支払限度額が０円の輸出契約等の相手方についてはこの限りではない。  （一の輸出契約等に非対象貨物を含む場合の取扱い）  第５４条　保険契約の対象を特約書附帯別表第１に掲げる貨物（以下「対象貨物」という。）に係る輸出契約等に限定している特約書における対象貨物以外の貨物（以下「非対象貨物」という。）が含まれる輸出契約等の契約金額は、次の各号とする。  一　対象貨物に係る代金の額が非対象貨物に係る代金の額に等しく又はこれを超えるときは、当該輸出契約等の代金の額  二　非対象貨物に係る代金の額が対象貨物に係る代金の額を超えるときは、対象貨物に係る代金の額  （輸出契約等を連名で締結した場合の取扱い）  第５５条　二以上の者が連名して契約の相手方と特約書附帯別表第１に掲げる輸出契約等を締結した場合は、連名の相手方に応じて次の各号とする。  一　連名の相手方が特約書の締結者である場合  契約金額を契約内容により分割し、当該金額を同表に掲げる契約金額とみなす。ただし、連名の相手方との合意によりいずれかが当該輸出契約等の全部について特約書に基づく保険契約の申込みを行う場合は、この限りでない。  二　連名の相手方が特約書の締結者以外のものであって、双方が他の包括保険に係る同一の組合等の組合員の場合  契約金額を契約内容により分割し、当該金額をそれぞれ同表に掲げる契約金額又は当該包括保険の特約書に掲げる契約金額とみなす。ただし、連名の相手方との合意によりいずれかが当該輸出契約等の全部について当該包括保険で申込みを行う場合は、この限りでない。  三　連名の相手方が特約書の締結者以外のものであって他の包括保険に係る組合等の組合員以外のものである場合  　契約金額を契約内容により分割し、当該金額を同表に掲げる契約金額とみなす。  （輸出契約等の相手方）  第５６条　この章における「輸出契約等の相手方」とは、第２条第２号に規定する者の他、特約書附帯別表第１において再販売契約を保険契約の対象とした場合にあっては、当該契約の締結の相手方又は再販売貨物の代金の支払人をいうものとする。  （海外支店等の範囲）  第５７条　再販売契約を保険契約の対象とした場合の特約書附帯別表第１及びこの章における「海外支店等」とは、本邦に本店を有する法人が支店、支社、営業所、出張所及び駐在員事務所等名称を問わず海外において当該法人の機能の一部を与えたものをいうものとする。ただし、海外現地法人等法人格を別にするものを除く。  （再販売契約を保険契約の対象とする場合の取扱い）  第５８条　特約書附帯別表第１において再販売契約を保険契約の対象とする場合にあっては、本店から海外支店等への輸出契約及び当該海外支店等と再販売先との契約をもって輸出契約等とみなすものとする。  ２　前項の輸出契約等の場合にあっては、海外支店等又は再販売先から本店への決済期限を明記するものとする。  ３　保険契約の締結時において海外支店等からの再販売先が未定の場合にあっては、当該海外支店等が再販売先と販売契約を締結した後、遅滞なく手続細則第６条第３項の規定に従い内容変更の手続を行うものとする。  ４　前項の場合であって、本邦船積後３月以内に海外支店等が再販売契約を締結しない場合は、本店と海外支店等との輸出契約とみなすものとする。  （再販売契約のてん補範囲）  第５９条　再販売契約に係る約款第４条第１１号から第１４号までのいずれかに該当する事由に係るてん補範囲は、保険契約の締結日から再販売先の決済期限までとする。ただし、前条第３項の場合にあっては、約款第１１条第１項第２号の規定にかかわらず、貨物を再販売先に引渡したときから決済期限までとする。  ２　再販売契約に係る約款第４条第１号から第９号までのいずれかに該当する事由による約款第３条第２号のてん補危険のてん補範囲は、次の各号のとおりとする。  一　海外支店等と再販売先が同一の国に所在する場合　当該支店等の所在国から本邦間  二　第三国への再販売契約の場合は、次のとおりとする。  イ　第三国から本邦へ直接送金される場合　第三国と本邦間  ロ　第三国から当該支店等の所在国を経由して送金される場合　第三国と当該支店等所在国の間  （バイヤー格付係数を適用する輸出契約等の相手方）  第６０条　保険料率等規程のⅡ［１］１(1)③(ⅲ)(ｲ)に規定する係数（以下別表において「バイヤー格付係数」という。）の適用については別表のとおりとする。  第３章　雑則  （読替）  第６１条　平成１７年３月３１日以前に締結した保険契約について、本規程及び以下に掲げる規程を適用するに当たっては、約款の各条項が引用されている部分について、保険契約締結時の約款のそれぞれ該当する条項に読み替えるものとする。  一　貿易一般保険（個別）手続細則  二　貿易一般保険包括保険（繊維品）手続細則  三　貿易一般保険包括保険（鋼材・化学品）手続細則  四　貿易一般保険包括保険（機械設備・電線・鉄道車両・船舶：一般案件）手続細則  五　貿易一般保険包括保険（機械設備・電線・鉄道車両・船舶：特定２年未満案件）手続細則  六　貿易一般保険包括保険（自動車）手続細則  七　貿易一般保険包括保険（企業総合）手続細則  八　貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）手続細則  九　知的財産権等のライセンス契約に係る貿易一般保険の取扱い（個別保険）について  十　フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて  十一　支出費用に係る貿易一般保険の取扱いについて  十二　輸出貿易管理令別表第１の１６の項に該当する貨物に係る取扱いについて  別表（第５２条及び第６０条関係）  約款第４条第１２号又は第１４号のいずれかに該当する事由（以下「信用事由」という。）による約款第３条第２号又は第４号のてん補危険（以下「代金回収不能」という。）に係るバイヤー格付係数を適用する輸出契約等の相手方は下表のとおりとする。ただし、輸出契約等の相手方と当該輸出契約等に係る代金の支払人が異なる場合の輸出契約等の相手方とは、当該輸出契約等に係る代金の支払人をいうものとする。なお、特約期間中に輸出契約等の相手方の格付が変更となった場合のバイヤー格付係数の取扱いについても下表のとおりとする。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 特約書の締結時又は特約期間中における特約書第２条第１項の規定に基づく輸出契約等の相手方の登録時又は特約書の更新時の取扱い | | | | 特約期間中において輸出契約等の相手方の格付が変更された場合の取扱い | | | | | | 輸出契約等の相手方の格付 | バイヤー格付係数 | 支払限度額の取扱い | 信用事由による代金回収不能のてん補 | 輸出契約等の相手方の変更後の格付 | バイヤー格付係数 | 格付変更前に設定された支払限度額の取扱い | 格付変更後の支払限度額の取扱い | 信用事由による代金回収不能のてん補 | | ＧＳ  ＧＡ  ＧＥ | 1.0 | 設定しない | する | ＧＳ，ＧＡ，ＧＥ | 1.0 | － | 設定しない | する | | ＥＥ，ＥＡ，ＳＡ | 1.0 | － | 設定する | する | | ＥＭ，ＥＦ | 1.0 | － | 設定する＊３ | する | | ＥＣ，ＧＲ，ＥＲ，ＳＲ | － | － | 設定しない | しない | | ＰＮ，ＰＴ | － | － | 設定しない | しない | | ＥＥ  ＥＡ | 1.0 | 設定する | する | ＧＳ，ＧＡ，ＧＥ | 1.0 | 適用しない | 設定しない | する | | ＥＡ，ＥＥ | 1.0 | 適用する | － | する | | ＥＭ，ＥＦ | 1.0 | 適用する | － | する | | ＥＣ，ＧＲ，ＥＲ | － | 適用しない | 設定しない | しない | | ＰＮ，ＰＴ | － | 適用しない | 設定しない | しない | | ＥＭ  ＥＦ | 1.7 | 設定する  ＊３ | する | ＧＳ，ＧＡ，ＧＥ | 1.7 | 適用しない | 設定しない | する | | ＥＥ，ＥＡ | 1.7 | 適用する＊４ | － | する | | ＥＦ，ＥＭ | 1.7 | 適用する＊４ | － | する | | ＥＣ，ＧＲ，ＥＲ | － | 適用しない | 設定しない | しない | | ＰＮ，ＰＴ | － | 適用しない | 設定しない | しない | | ＥＣ  ＧＲ  ＥＲ | － | 設定しない | しない | ＧＳ，ＧＡ，ＧＥ | 1.0 | － | 設定しない | する | | ＥＥ，ＥＡ，ＳＡ | 1.0 | － | 設定する | する | | ＥＭ，ＥＦ | 1.7 | － | 設定する＊３ | する | | ＥＣ，ＧＲ，ＥＲ，ＳＲ | － | － | 設定しない | しない | | ＰＮ，ＰＴ | － | － | 設定しない | しない | | ＳＡ | 1.0 | 設定する | する | ＧＥ | 1.0 | 適用しない | 設定しない | する | | ＧＲ，ＳＲ | － | 適用しない | 設定しない | しない | | ＳＲ | － | 設定しない | しない | ＧＥ | 1.0 | － | 設定しない | する | | ＧＲ | － | － | 設定しない | しない | | ＳＡ | 1.0 | － | 設定する | する | | ＰＵ | 1.0 | 設定しない | しない | ＧＳ，ＧＡ，ＧＥ | 1.0 | － | 設定しない | する | | ＥＥ，ＥＡ，ＳＡ | 1.0 | － | 設定する | する | | ＥＭ，ＥＦ | 1.7 | － | 設定する＊３ | する | | ＥＣ，ＧＲ，ＥＲ，ＳＲ | － | － | 設定しない | しない | | ＰＮ，ＰＴ | － | － | 設定しない | しない | | ＰＴ | － | 設定しない | しない | ＧＳ，ＧＡ，ＧＥ | 1.0 | － | 設定しない | する | | ＥＥ，ＥＡ，ＳＡ | 1.0 | － | 設定する | する | | ＥＭ，ＥＦ | 1.7 | － | 設定する＊３ | する | | ＥＣ，ＧＲ，ＥＲ，ＳＲ | － | － | 設定しない | しない | | ＰＵ | 1.0 | － | 設定しない | しない | | ＰＮ | － | － | 設定しない | しない | | ＰＮ | － | 設定しない | しない | ＧＥ | 1.0 | － | 設定しない | する | | ＥＥ，ＥＡ，ＳＡ | 1.0 | － | 設定する | する | | ＥＭ，ＥＦ | 1.7 | － | 設定する＊３ | する | | ＥＣ，ＧＲ，ＥＲ，ＳＲ | － | － | 設定しない | しない | | ＰＵ | 1.0 | － | 設定しない | しない | | 上  記  以  外  の  格  付 | 保険の申込みを要しない。 | | | ＧＳ，ＧＡ，ＧＥ | 1.0 | － | 設定しない | する | | ＥＥ，ＥＡ，ＳＡ | 1.0 | － | 設定する | する | | ＥＭ，ＥＦ | 1.7 | － | 設定する＊３ | する | | ＥＣ，ＧＲ，ＥＲ，ＳＲ | － | － | 設定しない | しない | | ＰＮ，ＰＴ | － | － | 設定しない | しない |   （注）＊１：ＩＬＣにより決済される場合は、輸出契約等の相手方の格付にかかわらずバイヤー格付係数は1.0を適用し、信用事由による代金回収不能をてん補する。  ＊２：特約期間中において輸出契約等の相手方の格付がＳＣ若しくは事故管理区分Ｂ又はＬに格付変更された場合は、保険の申込を要しない  ＊３：第５２条第４項各号のいずれかに該当する輸出契約等の相手方にあっては、支払限度額を設定することを選択した場合を除き支払限度額を設定せず、信用事由による代金回収不能のてん補率を５０％とする。  ＊４：輸出契約等の相手方の格付が変更される前において、信用事由による代金回収不能のてん補率が５０％とされていた場合は、当該輸出契約等の相手方の格付が変更された後においても同様の取扱いとする。  別紙様式　（略） | 貿易一般保険運用規程  平成13年４月１日　01-制度-00034  最終改正　平成18年12月27日　一部改正  最終改正　平成19年2月27日　一部改正  　第１章　一般的事項（第１条－第５０条）  第１節　定義等（第１条－第１３条）  第２節　引受基準等（第１４条－第２４条）  第３節　個別保証枠（第２５条－第３０条）  第４節　保険料率算定（第３１条、第３２条）  第５節　保険の申込(第３３条－第３６条)  第６節　保険料（第３７条、第３８条）  第７節　確定通知（第３９条－第４２条）  第８節　保険金の支払等（第４３条－第５０条）  第２章 貿易一般保険包括保険（企業総合）関係（第５１条－第６３条）  　第３章 雑則（第６４条）  第１章　一般的事項  第１節　定義等  （定義）  第１条　本規程及び証券において使用される用語の定義は、貿易保険法（昭和２５年法律第６７号。以下「法」という。）及び貿易一般保険約款（以下「約款」という。）によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号とする。  一　「起算点」とは、ＯＥＣＤ輸出信用アレンジメントに定める起算点をいう。  二　「非常事由」とは、以下に掲げるものをいう。  イ　約款第３条第１号及び第３号については、約款第４条第１号から第１０号までに掲げる事由をいう。  ロ　約款第３条第２号及び第４号については、約款第４条第１号から第９号までに掲げる事由をいう。  三　「信用事由」とは、以下に掲げるものをいう。  イ　約款第３条第１号については、約款第４条第１１号から第１３号までに掲げる事由をいう。  ロ　約款第３条第２号及び第４号については、約款第４条第１２号又は第１４号に掲げる事由をいう。  四　「非常危険」とは、約款第３条各号に掲げるてん補危険のうち、非常事由によるものをいう。（証券においては「非常」と表記する。）  五　「信用危険」とは、約款第３条各号に掲げるてん補危険のうち、信用事由によるものをいう。（証券においては「信用」と表記する。）  六　「輸出等」とは、輸出貨物等の輸出又は販売若しくは賃貸をいう。  七　「仕向国」とは、輸出契約等において、輸出貨物等が契約の相手方又は貨物の引取人に引き渡される国又は地域をいう。  八　「支払国」とは、代金等の支払人が所在する国又は地域をいう。  九　「保証国」とは、輸出契約等に係る債務についてＩＬＣ又は支払保証状を発行する機関、銀行等が所在する国又は地域（ＩＬＣの確認銀行が所在する国又は地域を含む。）をいう。  十　「船積国」とは、仲介貿易契約に基づいて貨物を船積みする国又は地域をいう。  十一　「技術提供特約書」とは、「貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書」をいう。  十二　「金利変動契約」とは、金利に係る利率が変動する輸出契約等をいう。  十三　「金利固定契約」とは、金利に係る利率が契約の締結時において定められている輸出契約等をいう。  十四　「２年未満案件」とは、代金等の決済が起算点から２年未満に行われる輸出契約等（代金等の１０％以内の金額をリテンションとして後払いとする部分のみの決済が起算点から２年以上となるものを含む。）をいう。  十五　「２年以上案件」とは、２年未満案件以外の輸出契約等をいう。  十六　「名簿」とは、「海外商社名簿について」（平成１３年４月１日 ０１－制度－０００６３）第１条に基づき作成された海外商社名簿をいう。  十七　「包括特約書」とは、貿易一般保険包括保険（繊維品）特約書、貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書、貿易一般保険包括保険（化学品）特約書、貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（船舶）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道車両）特約書、貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書及び貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書をいう。  十八　「個別保険」とは、貿易一般保険包括保険の各特約書によらずに締結する貿易一般保険をいう。  十九　「機構」とは、財団法人貿易保険機構をいう。  二十　「大阪支店」とは、日本貿易保険の大阪支店をいう。  二十一　「ＩＬＣ」とは、信用状統一規則(UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS,1993 REVISION,ICC PUBLICATION No.500)に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされている信用状であって、取り消すことができないものをいう。  （適格被保険者等）  第２条　約款における適格被保険者及び輸出契約等の相手方の取扱いは、次の各号による。  一　適格被保険者は、本邦人又は本邦法人（本邦内に居住する外国人及び本邦内に所在する外国法人の支店、支社その他の営業拠点を含む。）であって、輸出契約等の当事者であり、輸出契約等の締結に関与し、自己の危険負担において当該契約上の義務を履行するものであって、被保険利益の実質的な帰属体となるものとする。  二　輸出契約等の相手方とは、輸出契約等の締結の相手方又は当該契約に係る代金等を支払うべき者とする。  （保税工場に移入れした貨物の取扱い）  第３条　外国からの貨物を関税法（昭和２９年法律第６１号）第６２条において準用する同法第４３条の３第１項の規定に基づく税関長の承認を受けて保税工場に移入れした貨物の輸出に係る契約は、約款第３条に規定する輸出契約等に該当するものとする。  （仮陸揚貨物の取扱い）  第４条　約款第３条第１号から第３号までに規定する仲介貿易貨物には、積替え等のため本邦を経由する外国貨物であって、昭和55年12月１日付け55貿入税第31号「外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達」の１－４－３仮陸揚貨物の解釈で定める貨物を含むものとする。  （船舶の輸出契約等のうち２年以上案件に係る支払保証等の要件）  第５条　船舶の輸出契約又は仲介貿易契約のうち２年以上案件に係る支払保証等の要件は、次の各号とする。  一　輸出契約又は仲介貿易契約の相手方が外国政府又は外国の政府機関である場合  二　船舶の代金等の支払を保証する者が外国政府若しくは外国の政府機関又は日本貿易保険が認める銀行である場合  三　次の要件に適合する船舶の輸出契約又は仲介貿易契約において、その代金等の決済が当該船舶上の第１順位優先抵当権によって担保され、かつ、その実行について不当な制約がないと認められる場合  イ 連合王国（バーミューダ諸島を含む。）、ギリシャ共和国、デンマーク王国、ノルウェー王国、パナマ共和国、リベリア共和国、ドイツ連邦共和国、スウェーデン王国、オランダ王国（アンチルスを含む。）、チリ共和国、バハマ国、フランス共和国（ニュー・カレドニアを含む。）、ポーランド共和国、シンガポール共和国、オーストラリア連邦又はブラジル連邦共和国を船籍国とするものであること。  ロ 貨物船、ばら積船、油送船、鉱石船等の外航用商船であること。  四　輸出契約又は仲介貿易契約の代金等の支払人が用船契約を締結する場合であって、当該用船料を支払う者が十分な信用力があり、かつ、当該用船契約に基づく用船料の譲渡契約が確実に履行できると認められる場合  ２　前項第３号の適用の範囲は、当該輸出契約又は仲介貿易契約に基づく代金（金利を除く。）又は賃貸料の額の100分の50以内とし、前項第２号が適用される部分を除き、最初の決済期限に係る代金（金利を含む。） 又は賃貸料の額から順次に適用する。  （てん補事由）  第６条　被保険者が輸出契約等に基づいて輸出貨物等を輸出等することができなくなったこと又は代金等を決済期限までに回収できないことによる損失が、輸出契約等の相手方が締結する輸出契約等以外の契約上の他の当事者の債務不履行又は破産手続開始の決定若しくはこれに準ずる事由によって発生した場合においては、特約で別の定めを置く場合を除き、当該他の当事者の債務不履行又は破産手続開始の決定若しくはこれに準ずる事由の原因を問わず、当該損失の発生は信用事由によるものとする。  （保険期間終了日等の扱い）  第７条　約款第11条第２項第１号に規定する日本貿易保険がてん補の責任を負う期間の終了日は、証券記載の船積期日から３月後の日とする。ただし、貿易一般保険包括保険（繊維品）特約書、貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書又は貿易一般保険包括保険（化学品）特約書（以下３者を総称して「消費財特約書」という。）に係る保険契約にあっては、この限りでない。  ２　船積期日の３月以内の短縮に係る保険期間の変更申請は、これを承認しない。  （内容変更のみなし通知）  第８条　前条第１項の規定が適用される保険契約において、輸出貨物等を輸出契約等の相手方に引き渡す前に被保険者が行った輸出契約等の変更（約款第３条第１号のてん補危険に係るものであって、船積期日の変更以外のものに限る。）に係る約款第22条第１項に規定する通知があった場合であって、当該通知の日までに日本貿易保険に通知されていない船積期日の延長（延長後の船積期日が前条第１項に規定する日本貿易保険がてん補の責任を負う期間の終了日以前の場合に限る。）が生じているときは、次の各号により取り扱う。  一　当該通知の日が延長後の船積期日の前日以前の場合にあっては、当該通知の日に当該延長に係る通知があったものとみなす。  二　当該通知の日が延長後の船積期日以後の場合にあっては、延長後の船積期日の前日に当該通知及び当該延長に係る通知があったものとみなす。  （保険契約上の金利の扱い）  第９条　輸出契約等に係る保険価額のうち金利の額は、次の各号の利率を用いて算出した額とする。  一　金利変動契約の場合は、次のいずれかの率（以下「指定利率等」という。）  イ　２年未満案件の場合は、当該契約の締結の日における当該契約に定める金利に関する条項に基づいて計算された利率を下限として、被保険者が指定した利率  ロ　２年以上案件の場合は、２０％  二　金利固定契約の場合は、当該契約において規定された率。ただし、２年以上案件にあっては、２０％を限度とする。  （回収不能額）  第１０条　約款第５条第２項に規定する回収することができない代金等のうち金利の額は、輸出契約等の規定により適用された利率（金利変動契約にあっては、指定利率等を超えて用いられた期間については指定利率等、金利固定契約のうち２年以上案件にあっては、当該契約において規定された利率が２０％を超える場合は２０％）を用いて算出するものとする。  （決済期限の解釈）  第１１条　決済期限が確定していない輸出契約等において、代金等の決済に手形が振り出される場合の決済期限は、次の日をいうものとする。  一　一覧払の場合には、当該手形が輸出契約等の相手方又は代金等の支払人に呈示された日  二　前号に規定する日が明らかでない場合には、本邦銀行による手形の買取日又は銀行への取立の依頼の日（以下「買取日等」という。）から２週間を経過した日  三　一覧払の手形の買取等が銀行により拒否された場合には、拒否された日から２週間を経過した日  四　一覧後定期払の場合には、当該手形が引受けられたことにより満期が確定している場合においては、当該確定した日  五　前号に規定する日が明らかでない場合には、銀行による手形の買取日等から２週間を経過した日に当該手形に記載された期間を加えた末日  ２　決済期限が確定していない輸出契約等において、代金等の決済に手形が振り出されない場合の決済期限は、次の日をいうものとする。  一　船積書類引渡時払の場合には、船積書類を輸出契約等の相手方又は代金等の支払人に引き渡した日  二　前号に規定する日が明らかでない場合には、船積日から起算して１月を経過した日  三　船積書類引渡後定期払の場合には、前２号の規定による日に輸出契約等で定められた当該ユーザンス期間を加えた日  ３　前２項の規定にかかわらず、決済期限が確定していない輸出契約等において、代金等がＩＬＣにより決済される場合の決済期限は、次の日をいうものとする。  一　一覧払の場合には、手形又は船積書類をＩＬＣの開設銀行が受領した日  二　前号に規定する日が明らかでない場合には、手形又は船積書類をＩＬＣの買取銀行又は取立銀行に提出した日から２週間を経過した日  三　一覧後定期払の場合には、前２号の規定による日に当該ＩＬＣで定められたユーザンス期間を加えた日  ４　前３項の規定にかかわらず、決済期限が確定していない輸出契約等において、輸出貨物等の到着を決済の条件としているものにあっては、船積日から支払地までの標準航海日数（輸出手形保険運用規程（平成１３年４月１日 ０１－制度－０００３５）別表を準用する。）に、一覧払又は船積書類引渡時払の場合にあっては７日を、一覧後定期払又は船積書類引渡後定期払の場合にあってはユーザンス期間と７日を加えた期間を経過した日を決済期限とする。  （小切手が決済に用いられる場合の決済期限の解釈）  第１２条　小切手が決済に用いられる輸出契約等であって、決済期限が確定していない場合は、前条第２項及び第４項に定める日から起算して１か月を経過した日を決済期限とする。決済期限が確定されている場合であっても同様の取り扱いとする。  （増加費用保険の取扱い）  第１３条　約款第３条第３号に規定する「航海に変更があったこと」とは、出発港及び到着港の一方又は双方に変更があった場合をいい、「航路に変更があったこと」とは、出発港及び到着港に変更がなく途中の航行地点に変更があった場合をいう。  ２　約款第３条第３号に規定する「運賃」とは、海上の運賃及び仕向国又は経由国における陸上の運賃をいい、海上の運賃には、滞船料及び他の船舶への積み替え費用を含むものとする。  ３　約款第３条第３号に規定する「保険料」とは、海上運送に係る保険料及び仕向国又は経由国における陸上運送に係る保険料をいう。  ４　子会社等 (「海外商社の与信管理について」（平成１３年４月１日 ０１－制度－０００６４）第８条第２項各号のいずれかに該当する海外商社をいう。）を相手方とする輸出契約等であって、当該輸出貨物等の船積時までに当該輸出貨物等の最終需要者が確定している場合においては、約款第３条第３号における「運賃又は保険料の増加額（以下「増加費用」という。）を被保険者が新たに負担することとなったこと」は、輸出契約等に関し航海又は航路の変更によって生じた運賃又は保険料の増加額の負担について当該子会社等と当該最終需要者との間で十分協議が行なわれた後、当該子会社等の要求により当該輸出契約等の輸出者等が負担することとなった場合とする。  第２節　引受基準等  （引受基準）  第１４条　約款の引受対象となる輸出契約等は、日本貿易保険が別に定める引受基準による。  （エスカレーションクローズ付き輸出契約等）  第１５条　エスカレーションクローズ付き輸出契約等（代金等の変更の方法が明確に定められているものに限る。）について、保険契約を締結する場合は、保険契約の申込みに当たって、当該契約に係る代金等の変更の方法を説明した書面の添付を求めることとし、次の特約を付すものとする。ただし、現地通貨により決済される部分にエスカレーションクローズが付されている場合には、当該部分に係る増加額を保険契約の対象とするか否かについては被保険者の選択とする。  「被保険者は、輸出貨物若しくは仲介貿易貨物の代金若しくは賃貸料又は技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供の対価（現地通貨により決済される部分を除く。以下「代金等」という。）の変更がすべて確定した場合には、当該代金等の金額について増額変更承認申請を行わなければならない。なお、当該申請が承認された場合の増加額に係る保険責任は、増加変更の対象となった保険価額に係る保険責任開始日と同一とする。」  ２　保険契約締結時の輸出契約等において明確に定められていない価格変更が含まれる場合は、前項の規定は適用しないものとする。  （決済方法について買手側の選択権を認めている輸出契約等）  第１６条 代金等の決済方法について買手側の選択権を認めている条項（以下「選択条項」という。）が付されている輸出契約等であって、次の各号のすべてに該当するものについては、輸出契約等に定める現金決済方法に基づいて保険契約を締結し、次項に規定する特約を付すものとする。  一　現金決済方法、延払決済方法のいずれかを選択することを条件とし、延払決済の条件についてのみの選択を条件とするものでないこと。  二 現金決済の場合の代金等の額が確定していること。  三 輸出契約等の予定船積期日（分割船積の場合にあっては、第１回船積期日）までに選択条項に基づく買手側の通知により最終決済方法が確定すること。  ２　前項に規定する保険契約に付す特約は、次のとおりとする。  「１．被保険者は、この証券記載の輸出契約、技術提供契約又は仲介貿易契約において代金、賃貸料又は対価の決済方法について買手側の選択権を認めている条項（以下「選択条項」という。）に基づき決済方法が確定したとき又は予定船積期日（分割船積の場合にあっては、第１回船積期日。以下同じ。）が変更されたときは、速かに独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）に通知しなければならない。  ２．選択条項に基づき延払決済方法が選択された旨の前項の通知が行われたとき又は予定船積期日までに前項の通知が行われなかったときは、保険契約者は、納付済みの保険料と延払決済方法により算定された保険料との差額を日本貿易保険の請求に基づき日本貿易保険が指定する日までに納付しなければならない。 」  （信用供与契約を伴う輸出契約等）  第１７条　信用供与を伴う輸出契約等とは、輸出者及び輸入者の間において、信用供与協定（信用供与の規模、返済の条件及び供与される信用の使途等について定めるものをいう。以下この条において同じ。）を締結するとともに、これに基づき設備等の輸出に係る販売契約（輸出貨物の概要、貨物代金総額及び最終船積時期等について定めるものをいう。以下この条において同じ。）又は技術提供契約（提供する技術の概要、技術の提供の対価及び貨物の代金の総額等について定めるものをいう。以下この条において同じ。）を締結し、設備等の輸出の貨物の型若しくは銘柄、数量若しくは価格その他輸出契約（名称が技術提供契約であっても貨物の輸出に係る契約であるものを含む。）に定めがあるべき事項又は技術若しくは労務の内容その他技術提供契約に定めがあるべき事項が、輸出者が販売契約若しくは技術提供契約に基づき販売契約の相手方から発出される買注文書又は技術提供契約の相手方による提供する技術の内容の承認を受けることにより確定する契約形態をいう。  ２　信用供与協定及び販売契約又は技術提供契約を輸出契約とみなし、販売契約又は技術提供契約の契約金額（約款第３条第１号のてん補危険にあっては設備等の輸出に係る部分に限る。）を保険価額として保険契約を締結し、次の特約を付すものとする。  「１．被保険者は、この証券記載の信用供与協定及び販売契約又は技術提供契約の相手方（以下「相手方」という。）から買注文書若しくは買注文書の変更又は提供する技術の内容の承認若しくは当該内容の承認の変更（以下「買注文書等」という。）を受けたときは、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）が貿易一般保険運用規程（平成１３年４月１日　０１－制度―０００３４）に定める別紙様式第１により、遅滞なく、その旨を日本貿易保険に通知しなければならない。  ２．日本貿易保険は、設備等の輸出に係る販売契約又は技術提供契約のうち、前項の通知に係る部分についての保険責任の開始日は、貿易一般保険約款（以下「約款」という。）第１１条第１項の規定にかかわらず、当該通知を受理した日とし、当該通知に係る部分以外の部分についての損失についてはてん補する責めに任じない。  ３．被保険者は、相手方から最終の買注文書等を受けた後、約款第２２条第１項の通知を行なうものとし、日本貿易保険は、これに基づき保険料の精算を行う。」  （表示通貨と異なる通貨による決済条件付輸出契約等）  第１８条　輸出契約等であって、代金等の決済が契約額の表示通貨（建値）と異なる通貨により行われる旨の規定を有するもの（表示通貨と異なる通貨への換算の方法が明確に定められているものに限る。）について、保険契約を締結する場合は、次の各号による。  一　保険契約の申込時に、決済期限における表示通貨と異なる通貨による決済金額が確定している輸出契約等は、決済金額建ての契約として取り扱うものとする。  二　保険契約の申込時に、決済金額が確定していない輸出契約等は、表示通貨建の契約として取り扱い、次の特約を付すものとする。  「　保険契約者又は被保険者は、決済通貨で表示された決済金額が確定した場合は、遅滞なく、その旨を独立行政法人日本貿易保険に通知しなければならない。  　　なお、当該通知が行われた場合の保険価額の増加額又は減少額に係わる保険責任は、当該通知の対象となった保険価額に係る保険責任開始日と同一とする。」  （保守契約）  第１９条　外国にある設備の保守（建設、設置又は改修予定の設備の建設、設置又は改修後の保守を含む。）を目的とする契約であって、当該契約の義務の履行に必要な輸出貨物等の代金又は賃貸料の決済及び当該契約の義務の履行に必要な技術等の提供の対価の決済の全部又は一部が不可分なもの（以下「保守契約」という。）について、保険契約を締結する場合は、次の各号のとおりとする。  一　約款第３条第１号のてん補危険  イ　保険契約の申込時に船積時期及び船積金額が確定している輸出貨物等については、当該船積時期及び船積金額に基づいて保険契約を締結する。ただし、被保険者が契約の義務の履行のために必要と判断したときに船積時期及び船積金額が確定する保守契約にあっては、船積時期及び船積金額が確定していない輸出貨物等であって、保険契約締結日から３年以内に船積が見込まれる輸出貨物等についても、当該輸出貨物等の予定最終船積時期及び予定船積金額に基づき保険契約を締結する。  ロ　上記イ本文及びただし書きのいずれにも該当しない輸出貨物等については、船積時期及び船積金額が確定した時に保守契約の内容変更があったものとみなす。  るなすものとくをみ」の誤り》ら n=1二　約款第３条第２号又は第４号のてん補危険  イ　保険契約の申込時に決済期限及び決済金額が確定している代金等については、当該決済期限及び決済金額に基づいて保険契約を締結する。  ロ　保険契約の締結時に決済期限又は決済金額が確定していない代金等であって、保守契約の義務の履行に必要な輸出貨物等の代金又は賃貸料の決済及び当該保守契約の義務の履行に必要な技術等の提供の対価の決済が不可分のものについては、保険契約締結日から６年以内に到来する予定決済期限に係る代金等について、当該予定決済期限及び予定決済金額に基づいて保険契約を締結することとし、保険契約の締結後（内容変更が承認された場合にあっては当該承認後）、保守契約に証券記載の最終決済予定日以降に予定決済期限が到来する保険価額に含まれない代金等がある場合には、当該最終決済予定日から６年以内に到来する予定決済期限に係る代金等について、当該最終決済予定日の１月前（当該最終決済予定日より前に保険価額に含まれる代金等の金額の決済が完了した場合は、当該決済が完了した日）に保守契約の内容変更があったものとみなす。  ２　保守契約について保険契約を締結するときは、次の特約を付すものとする。  「１．保険契約締結時に船積時期及び船積金額が確定していない輸出貨物又は仲介貿易貨物（以下「輸出貨物等」という。）であって、被保険者が証券記載の輸出契約、技術提供契約又は仲介貿易契約（以下「輸出契約等」という。）の義務の履行のために必要と判断したときに船積時期及び船積金額が確定する場合においても、当該輸出契約等の内容変更があったものとみなす。  ２．保険契約の締結時に決済期限又は決済金額が確定していない代金等であって、当該輸出契約等の義務の履行（以下「当該保守」という。）に必要な輸出貨物等の代金又は賃貸料の決済及び当該保守に必要な技術等の提供の対価の決済とが不可分のものについて、証券記載の最終決済予定日以降に予定決済期限が到来する保険価額に含まれない代金等がある場合には、当該最終決済予定日から６年以内に到来する予定決済期限及び予定決済金額について、当該最終決済予定日の１月前に輸出契約等の内容変更があったものとみなす。  ３．証券記載の輸出契約等において、当該保守に必要な輸出貨物等の代金又は賃貸料の決済と当該保守に必要な技術等の提供の対価の決済とが不可分のものについては、約款第１１条第１項第２号の規定にかかわらず、約款第３条第２号のてん補危険に係る保険責任の開始日は、当該代金等の額が当該輸出契約等の当事者間で確認された日とする。　　　　　　　　　　　　　」  （技術提供契約等包括保険における契約締結日以前に決済期日が到来した確認対価の取扱い）  第２０条　技術提供特約書に基づいて締結する保険契約にあっては、技術提供契約又は仲介貿易契約の締結日（発効条件が付されているものにあっては、契約発効日）以前に決済期日が到来している確認対価は、保険契約の対象としないものとする。  （仲介貿易契約における貿易一般保険の取扱い）  第２１条　貿易一般保険の引受けの対象となる仲介貿易契約は、原則として次のすべてに該当する場合に限るものとする。  一　仲介貿易者がいずれかの外国又は地域において生産、加工又は集荷される貨物を他の外国又は地域に販売又は賃貸する契約であって、次の要件が定められている契約であること。  　　イ　貨物の名称、型又は銘柄及び数量  　　ロ　船積国及び船積時期  　　ハ　仕向国  　　ニ　販売又は賃貸の条件  二　取引上の危険が大でなく、かつ、仲介貿易に係る保険契約の締結が保険事業の安定的経営を損うおそれがないと認められること。  （外貨建対応特約の対象要件）  第２２条　貿易一般保険（外貨建対応方式）特約書（以下「外貨建特約書」という。）の対象となる保険契約は、貿易一般保険包括保険（繊維品）特約書、貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書又は貿易一般保険包括保険（化学品）特約書に基づき締結されるもの以外のものとする。  ２　外貨建特約書の対象となる外貨は、アメリカ合衆国ドル又はユーロとする。  （一の輸出契約又は仲介貿易契約が二以上の包括保険の対象となる場合の取扱い）  第２３条　一の輸出契約又は仲介貿易契約（技術提供特約書の対象となるものを除く。以下この条において同じ。）が貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書（以下この条及び第３３条において「企業総合包括特約書」という。）（保険契約の対象を当該特約書附帯別表第１に掲げる貨物に係る輸出契約又は仲介貿易契約に限定しているものを除く。）と包括特約書であって企業総合包括特約書以外のものの対象となる場合は、当該企業総合包括特約書の対象として取り扱う。  ２　保険契約は、輸出契約又は仲介貿易契約ごとに一の保険契約の締結を原則とするが、二以上の包括特約書の対象となる場合にあっては、次の各号により該当する包括特約書の対象となる部分に分割して保険契約を締結することとする。  一　一の輸出契約又は仲介貿易契約に基づく輸出貨物等の中に企業総合包括特約書（保険契約の対象を当該特約書附帯別表第１に掲げる貨物に係る輸出契約又は仲介貿易契約に限定しているものに限る。以下この項において同じ。）と当該特約書以外の包括特約書の対象貨物が含まれている場合又は輸出貨物等が企業総合包括特約書と当該特約書以外の包括特約書との間において競合する場合は、企業総合包括特約書の対象とし、第５８条の規定に基づいて取り扱う。  二　一の輸出契約又は仲介貿易契約に基づく輸出貨物等（第５８条第２号に該当する場合の非対象貨物を含む。以下この号において同じ。）の中に二以上の包括特約書の対象貨物が含まれている場合（前号に規定する場合を除く。）は、商品別にそれぞれ該当する包括特約書の対象として取り扱うこととし、輸出貨物等が二以上の包括特約書間において競合する場合の当該輸出貨物等は、次のとおり取り扱う。  イ　貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書（以下「機械包括特約書」という。）以外の包括特約書間において競合する場合は、当該貨物の使用目的により該当する包括特約書の対象とし、使用目的不明のときは貨物名に基づき該当する包括特約書の対象とする。  ロ　機械包括特約書と当該特約書以外の包括特約書が競合する場合は、機械包括特約書以外の包括特約書の対象とする。  ３　前各項の場合、関係する包括特約書の締結者の同意があるときは、いずれかの包括特約書に基づく保険契約の申込みを行うことができるものとする。ただし、当該申込みに係る包括特約書の締結者の定款に定める以外の貨物についてはこの限りでない。  ４　第２項の規定により分割して保険契約を締結する場合の保険価額及び保険金額は、次の各号により算出する。  一　保険価額  イ　元　本  輸出契約又は仲介貿易契約の総額に建値を基準とする当該包括特約書に係る輸出貨物等の代金又は賃貸料の各々の額の当該輸出契約又は仲介貿易契約の輸出貨物等の代金又は賃貸料の総額に対する割合を乗じて得た額  ロ　金利その他  イにより算出した元本に基づき輸出契約又は仲介貿易契約に定める計算方法により算出した額  二　保険金額は、前号により算出した保険価額に基づき当該包括特約書で定めるところに従い算出した額  （環境社会配慮のためのガイドライン）  第２４条　貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン（平成１３年４月１日　０１－制度－０００６１）に定めるカテゴリＣに分類される２年以上案件に係る保険契約の締結に際しては、次の特約を付すものとする。  「独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）に提出されたスクリーニングフォームの内容の全部又は一部が事実に反しており、これが被保険者又は保険契約者の故意又は過失による場合には、日本貿易保険は保険契約を解除することができる。　」  第３節　個別保証枠  （個別保証枠の申請等）  第２５条　名簿上ＥＥ格、ＥＡ格、ＥＭ格又はＥＦ格（以下この節において「Ｅ格」という。）に格付けされた者を代金等の支払人とする２年未満案件について個別保険の申込みをしようとする者又は名簿上ＥＭ格又はＥＦ格に格付けされた者を代金等の支払人とする２年未満案件について機械包括特約書、貿易一般保険包括保険（船舶）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道車両）特約書若しくは技術提供特約書（以下「設備財等包括特約書」と総称する。）が適用される保険契約の被保険者になるべき者であって、約款第３条第２号又は第４号の信用危険（以下「船後信用危険」という。）のてん補を希望するもののうち、個別保証枠の確認の申請を希望するものは、輸出契約等の金額について、別紙様式第２「個別保証枠確認申請書」及び輸出契約等を証する書類（輸出契約等の成立以前にあっては注文書又はこれらに準ずる書類）の写しを機構に直接又はファクシミリにより提出するものとする。  ２　前項の規定は、船後信用危険のてん補を含む個別保険又は設備財等包括特約書に基づく保険契約が締結されている輸出契約等の支払人を、Ｅ格（設備財等包括特約書については名簿上ＥＭ格又はＥＦ格に限る。）に格付けされている者に変更する場合に準用する。  ３　この節に規定する手続きについて電子情報処理組織を使用して行う場合は、日本貿易保険が別に定める「ＷＥＢ申請サービスの利用について」によるものとする。  （個別保証枠の確認等）  第２６条　機構は、前条又は次条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る金額が、保証枠残高の範囲内である場合は確認する旨を、又は保証枠残高を超える場合は確認できない旨を別紙様式第３「個別保証枠確認証」（以下「確認証」という。）により申請者に通知するものとする。  ２　前項の確認の有効期間は、当該確認をした日から３月とする。ただし、保険契約締結の前に当該確認に係る支払人がＥ格以外（設備財等包括特約書については名簿上ＥＭ格又はＥＦ格以外。第２９条及び第３０条において同じ。）に格付されたとき又は名簿から削除されたときは、その日以降当該確認は無効とする。なお、有効期間の延長は行わないものとする。  （確認金額の許容範囲）  第２７条　輸出契約等の金額が前条第１項の確認証を取得した後、当該確認証に係る輸出契約等の額（以下「確認金額」という。）を超えた場合は、次の各号により確認証を取得しなければならない。ただし、当該増加金額が確認金額の100分の５未満の場合は、この限りではない。なお、確認申請手続については、第２５条第１項の規定を準用するものとする。  一　保険契約の申込の前に、輸出契約等の金額が増加した場合は、改めて当該増加金額を含めた額の確認証を取得するものとする。  二　保険契約の申込の後に、輸出契約等の金額が増加した場合は、当該増加金額について確認証を取得するものとする。  （確認証の訂正等）  第２８条　第２６条第１項の規定により申請者に通知した確認証の誤記等による記載内容の訂正又は変更の取扱いについては、次の各号とする。  一　確認証の記載内容のうち「支払人」の社名若しくは名称又は住所に訂正又は変更があったときは、当該保険契約の申込日までに、確認証の原本及びその事実を証明する書類並びに別紙様式第４「個別保証枠確認証の内容訂正変更通知書」（以下「内容訂正変更通知書」という。）を機構に提出するものとする。  二　確認証の支払人を変更したときは、当該確認証は無効とする。この場合にあっては、速やかに別紙様式第５「貿易一般保険(決済／枠戻)通知書」（以下「決済等通知書」という。）を大阪支店又は機構（本部又は名古屋支部に限る。以下この節において同じ。)に提出するものとする。  三　確認証の記載内容のうち「船積(予定)日」の変更又は確認証の契約金額の表示通貨の変更（確認金額の範囲内の変更に限る。）については、内容訂正変更通知書の提出は要しないものとする。  （決済等通知書の提出等）  第２９条　第２６条第１項の規定による確認証を取得して保険契約を締結した者又は保険契約の申込時に保証枠残高の範囲内である旨日本貿易保険による確認を受けて保険契約を締結した者（設備財等包括特約書については被保険者）は、当該輸出契約等の金額の全部若しくは一部が決済されたとき又は当該輸出契約等の支払人に変更があったときは、その事実を知った日から起算し、５営業日以内に決済等通知書を大阪支店又は機構に提出しなければならない。ただし、当該輸出契約等の相手方がＥ格以外に格付された場合は、この限りでない。  （確認証の返却）  第３０条　第２６条第１項の規定により確認を受けた者は、確認金額について保険契約を締結しなかったときは、有効期限前にあっては速やかに、有効期間終了後にあってはその有効期間が終了した日から、５営業日以内に、決済等通知書に当該理由を記載した書面及び交付された確認証（第２７条第１号に規定する確認証を取得できなかった場合における増加する前の輸出契約等の金額について取得した確認証を含む。）を添付し、大阪支店又は機構に提出しなければならない。ただし、確認金額の100分の５未満の額について保険契約を締結しなかった場合又は確認に係る支払人がＥ格以外に格付された場合は、当該通知書の提出は要しないものとする。  第４節　保険料率算定  （保険料率算定における期間計算の取扱い）  第３１条　「貿易保険の保険料率等に関する規程」（平成１６年７月２日０４－制度０００３４。以下「保険料率等規程」という。）のⅡ［１］１(1)②(ⅰ)に規定する「船積前期間」、(1)②(ⅱ)に規定する「船積後期間」及び(2)②(ⅱ)に規定する「保険契約締結日から起算した対価の確認日までの期間」の取扱いは、別表第１のとおりとする。ただし、特約により別に定めた場合を除く。  ２　輸出契約等（２年未満案件に限る。）において二以上の船積期限及び当該期限に係る各船積予定額が定められている場合は、当該各船積期限ごとに、前項に規定する船積前期間を設定する。ただし、保険契約者からの申し出により、二以上の船積期限のうち最終の船積期限により一の船積前期間を設定することができる。  （便宜置籍国）  第３２条　保険料率等規程のⅡ［１］８(1)及び(2)に規定する便宜置籍国とは、ケイマン諸島、サイプラス、パナマ、バハマ、バーミューダ諸島、バルバドス、マデイラ諸島、マルタ、マーシャル諸島、リベリア、バヌアツとする。  第５節　保険の申込み  （委託販売契約）  第３３条　機械包括特約書及び企業総合包括特約書の対象となる委託販売契約の申込等については、次のとおりとする。  一　買取条件付の委託販売契約については、通常の輸出契約と同様に付保申込を行い当該委託販売契約の内容に基づいて保険契約を締結する。  二　買取条件のない委託販売契約については、次のとおりとする。  イ　約款第３条第２号のてん補危険については、一律１月分を付保申込することとする。ただし、これを超える期間により付保申込を行うことを妨げない。  ロ　最終需要者が確定した段階での当該支払条件に基づく内容変更承認申請については、被保険者の任意とし、この場合は当該委託販売契約について保険料計算上、反映されているリスクの範囲内において日本貿易保険はてん補するものとする。  ハ　輸出した貨物が販売されずに積み戻された場合は、約款第３条第２号のてん補危険に係る保険料は100％返還することとする。  （電子メール等の取扱い）  第３４条　保険の申込に際し、輸出契約等の相手方からの電子メール、電報又はこれに準ずるもの（以下「電子メール等」という。）により輸出契約等の内容について必要な事項が確認できる場合には、電子メール等の入手をもって輸出契約等の当事者間の合意が成立したものと推定する。  ２　輸出者等は、前項により保険契約の申込を行った場合には、輸出契約等の相手方の応諾サインのある輸出契約書等又はそれに準ずる書類を別途入手し、保管しなければならない。  ３　保険金の請求をする場合には、輸出契約等を証する前項の書類を保険金の請求に必要な他の書類とともに提出しなければならない。  （輸出契約等に係る保険契約の申込みの時期等）  第３５条　発効条件が付されている輸出契約等に係る保険契約の申込みは、当該契約の発効日以降とする。ただし、当該契約の締結日以後であれば、被保険者の選択により、発効日前でも保険の申込みができるものとする。  ２　前項ただし書により保険契約が締結された輸出契約等が発効しなかったときは、約款第３条第１号のてん補危険に係る保険料の未経過保険料及び約款第３条第２号から第４号までのてん補危険に係る保険料を返還するものとする。ただし、次条第１項に規定する許可又は承認を必要とする輸出契約等について保険契約の締結後、当該許可又は承認が行われないことにより輸出契約等が発効しなかったときは、保険料は返還しない。  （包括保険の保険申込みの遅滞等の取扱い）  第３６条　包括特約書に規定する保険の申込みの遅滞の起算日は、下表に掲げる日とする。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 輸出契約等の内容 | | 申込遅滞の起算日 | | 「外国為替及び外国貿易法」（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）第48条第１項の許可又は輸出貿易管理令第２条第１項第１号の承認を必要とするもの（同令別表第１の１の項から15の項までの貨物及び同令別表第２の貨物） | | 契約締結日（発効条件が付されている輸出契約等にあっては、当該契約の発効日。以下この表において同じ。） | | 外為法第48条第１項の許可又は輸出貿易管理令第４条第１項第３号のイ並びにロの許可を必要とするもの（同令別表第１の16の項の貨物及び保険申込時までに客観要件並びにインフォーム要件に該当する貨物） | 客観要件に該当する貨物に係るもの | | インフォーム要件に該当する貨物に係るもの | 契約締結日又は輸出許可取得日のいずれか遅い日 | | 上記外為法に係る許可又は承認が必要ないもの | | 契約締結日 |   ２　包括特約書に規定する保険の申込みの著しい遅滞とは、前項に規定する日から３月を経過した後に保険の申込みを行うことをいう。ただし、次項に該当するものを除く。  ３　包括特約書に規定する保険の申込みの脱漏とは、第１項に規定する日から被保険利益が消滅する日までの間に保険の申込みが行われないことをいう。ただし、第１項に規定する日から３月以内に被保険利益が消滅する場合であって、被保険利益消滅後、第１項に規定する日から３月以内に保険の申込みが行われている場合を除く。  ４　日本貿易保険は、第１項に規定する日から２月を経過した後に保険の申込みを受けた場合（輸出組合又はこれに準ずる団体（以下「組合等」という。）との間で締結した特約書（以下「組合包括」という。）に基づく保険の申込みにあっては、当該保険の申込みの遅滞又は脱漏について、組合等の故意又は重大な過失が主たる原因である場合を除く。）には、その都度、当該保険の申込みに係る輸出者等に申込遅滞理由書を求めることができる。ただし、海外商社名簿について第８条に基づく信用調査報告書の取得に相当程度の日数を要した場合を除く。  ５　日本貿易保険は、第２項の規定に該当する保険の申込みを受けた場合又は第３項の規定に該当する輸出契約等の存在を知った場合（組合包括に基づく保険の申込みにあっては、当該保険の申込みの遅滞又は脱漏について組合等の故意又は重大な過失が主たる原因であると認められる場合を除く。）には、その都度、当該保険の申込みに係る輸出者等に申込遅滞又は脱漏理由書を求め、かつ、当該輸出者等に（組合包括に基づく保険の申込みにあっては、組合等を通じて）警告するものとする。  ６　前項の警告にもかかわらず、輸出者等が警告を受けたときから３年を経過するまでの期間に３回以上保険の申込みを著しく遅滞し、又は２回以上保険の申込みを脱漏した場合には、当該３回目の著しい遅滞又は２回目の脱漏に係る保険契約を含め、特約書に規定する保険料の割り増しが適用されるものとする。ただし、日本貿易保険が上記措置によることが適当でないと認めた場合はこの限りでない。  ７　前項に規定する割り増しが適用される期間は、保険の申込みの遅滞の回数及び程度又は脱漏の回数及びその事情等を勘案して定める。  ８　第６項の規定の適用を決定したときは、当該輸出者等に直接（組合包括に基づく保険の申込みにあっては、組合等を通じて）日本貿易保険がその旨を通告する。  第６節　保険料  （保険料の納付方法）  第３７条　保険契約者は、貿易一般保険の保険料を、原則として、保険契約の締結時に一括して納付するものとする。ただし、被保険者が約款第２２条第１項に規定する輸出契約等の重大な内容変更等を行った場合であって保険契約者が保険料を納付すべきときは、次の各号に掲げる時に一括して納付するものとする。  一　日本貿易保険が同条第６項の承認をした場合にあっては、被保険者が同条第１項の通知を行った時  二　前号に掲げる場合以外にあっては、日本貿易保険が同条第２項ただし書の規定による承認をした時  ２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる保険料について保険契約者が希望する場合は、保険契約締結時に納付すべき保険料を当該各号ごとに定める方法により分割して納付することができる。  一　２年以上案件（代金等が本邦通貨、アメリカ合衆国ドル又はユーロにより決済されるものに限る。）に係る保険料（延払元本（ＯＥＣＤ輸出信用アレンジメントの輸出信用の元本をいう。）及び当該延払元本に付随する金利の額に対する約款第３条第２号又は第４号のてん補危険に係るものに限る。）　　当該保険料の額の100分の50を保険契約の締結時に、100分の50を保険契約者の指定した日（保険契約締結日から５年以内であって、決済の予定起算点の日の前日以前の日に限る。）に納付する方法  二　機械包括特約書、貿易一般保険包括保険（船舶）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道車両）特約書又は技術提供特約書の対象であり、かつ、契約金額が５００億円を超える２年未満案件に係る保険料　　当該保険料の額の100分の50を保険契約の締結時に、100分の50を保険契約者の指定した日（保険契約締結日から２年以内であって、輸出貨物等の第１回船積予定日から最終船積予定日又は完成納期までの期間の中間日の前日以前の日に限る。）に納付する方法  ３　保険契約者が前項第１号で定める方法による保険料の分割納付を申し出たときは、保険契約の締結に際し、次の特約を付すものとする。  「１．この保険契約の申込書に記載された保険料の第２回支払日（以下「第２回支払日」という。）が到来する前に貿易一般保険約款（以下「約款」という。）第４条各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、保険契約者は、当該第２回支払日にかかわらず、別途、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）が指定する日までに当該第２回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。  ２．第２回支払日が到来する前に約款第１４条に規定する書面を提出することとなった場合であって日本貿易保険が請求したときは、保険契約者は、当該第２回支払日にかかわらず、当該請求において日本貿易保険が指定する日までに当該第２回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。  ３．第２回支払日までに保険契約者が破産手続開始の決定その他これに準ずる状態に至った場合は、第２回支払日にかかわらず、保険契約者は当該破産手続開始の決定その他これに準ずる状態に至った日に当該第２回支払日に係る保険料の全額について納入義務を負うものとする。　　」  ４　保険契約者が第２項第２号で定める方法による保険料の分割納付を申し出たときは、保険契約の締結に際し、次の特約を付すものとする。  　「１．この保険契約の申込書に記載された保険料の第２回支払日（以下「第２回支払日」という。）が到来する前に貿易一般保険約款第４条各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、保険契約者は、当該第２回支払日にかかわらず、別途、独立行政法人日本貿易保険が指定する日までに当該第２回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。  ２．第２回支払日までに保険契約者が破産手続開始の決定その他これに準ずる状態に至った場合は、第２回支払日にかかわらず、保険契約者は当該破産手続開始の決定その他これに準ずる状態に至った日に当該第２回支払日に係る保険料の全額について納入義務を負うものとする。　　」  （決済期限前の決済）  第３８条　決済期限前に決済が行われたことは、約款第２４条第３項の合理的理由による保険期間の短縮に該当する。  第７節　確定通知  （確定通知を要する輸出契約等）  第３９条　約款第１４条に規定する貿易一般保険運用規程に定める場合とは、２年以上案件の場合とする。  （確定通知による内容変更のみなし承認）  第４０条　約款第１４条に規定する書面（以下「確定通知書」という。）を提出する輸出契約等にあっては、原則として、船積予定時期の変更（３月未満の遅れの場合に限る。）又は代金等の減額若しくは５％未満（包括特約書に基づく保険契約にあっては、５％未満又は特約書若しくは手続細則に定める金額未満）の増額があった場合は、当該確定通知書の提出をもっててん補の対象となるものとする。  （決済期限等確定時における保険料の精算）  第４１条　確定通知書を提出する輸出契約等にあっては、当該通知書の提出時に当該確定した決済金額等及び決済期限等に基づき第３７条に規定する保険料の精算を行う。  （決済期限等確定前のてん補事由発生における損失額）  第４２条　決済金額及び決済期限が確定する前に約款第４条第１号から第９号まで、第１２号又は第１４号の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合における約款第３条第２号又は第４号のてん補危険に係る損失の発生については、保険契約の締結時に予定した決済金額及び決済期限に基づき確定する。ただし、約款第２８条第２項の規定により日本貿易保険の確認があったときは、この限りでない。  第８節　保険金の支払等  （損失を受けるおそれが高まる事情の発生を知った日）  第４３条　約款第１６条に規定する当該事情の発生を知った日とは、被保険者が損失を受けるおそれが高まる事情の発生を確認した日とする。  （損失発生通知書の提出時期）  第４４条　約款第３条第１号のてん補危険における損失発生通知書の提出時期は、原則として、次条に規定する事故発生日以降とする。  ２　約款第３条第３号のてん補危険における損失発生通知書の提出時期は、原則として、次条に規定する事故確定日以降とする。  （事故発生日及び事故確定日）  第４５条 約款第３条第１号のてん補危険における事故発生日及び事故確定日は、次の各号とする。  一　約款第４条第１号から第９号までのいずれかに該当する事由（輸入の禁止、為替取引の禁止その他これらに準ずる事由を除く。）による場合は、輸出契約等で定める船積期日を事故発生日とし、事故確定日は、次の各号とする。  イ 約款第４条第１号から第９号までのいずれかに該当する事由によって船積期日後に輸出契約等の相手方から輸出契約等を破棄された場合は、当該破棄通知の発信日  ロ　約款第４条第１号、第２号、第８号イ又はニの事由が生じたため貨物の輸出等が著しく困難になったと認められる場合は、輸出契約等で定める船積期日から２月を経過した日。ただし、日本貿易保険が特に必要と認めたときは、２月以外の期間を定めることがある。  ハ　約款第４条第３号から第７号まで、第８号ロ、ハ又は第９号のいずれかに該当する事由が生じたため貨物の輸出等が著しく困難になったと認められる場合は、輸出契約等で定める船積期日からその都度日本貿易保険が定める期間を経過した日  二　約款第４条第１０号から第１３号までのいずれかに該当する事由による場合は、次に掲げる日を事故発生日及び事故確定日とする。  イ　約款第４条第１０号の事由のうち外為法による貨物の輸出等の制限の場合は、当該制限により貨物の輸出等ができないことの確認を経済産業省から受けた日  ロ　約款第４条第１１号の事由による場合は、輸出契約等の相手方又は被保険者からの輸出契約等破棄通知の発信日  ハ　約款第４条第１２号の事由による場合は、輸出契約等の相手方が破産手続開始の決定の宣告を受けた日  ニ　約款第４条第１３号の事由による場合は、輸出契約等の相手方が支払不能になった日  三　約款第４条第１号から第９号までのいずれかに該当する事由によって船積期日前に輸出契約等の相手方から輸出契約等を破棄された場合は、当該破棄通知の発信日を事故発生日及び事故確定日とする。  四　輸入の禁止、為替取引の禁止、外為法による貨物の輸出の禁止その他これらに準ずる事由による場合は当該禁止措置が実施された日を事故発生日及び事故確定日とする。  　　ただし、当該禁止措置等が一時的であると認められる場合は、第１号に準じて日本貿易保険が当該禁止措置が実施された日以外の日を定めることがある。  ２　約款第３条第３号のてん補危険における事故発生日は、約款第４条第１号から第10号までのいずれかに該当する事由が発生した日とし、事故確定日は、約款第４条第１号から第10号までのいずれかに該当する事由によって生ずる運賃又は保険料の増加額を被保険者が新たに負担することとなった日とする。  ３　約款第３条第２号又は第４号のてん補危険における事故発生日及び事故確定日は、次の各号とする。  一　約款第４条第１号から第９号まで又は第１２号のいずれかに該当する事由による場合は、輸出契約等で定める決済期限を事故発生日及び事故確定日とする。  二　約款第４条第１４号に該当する事由による場合は、輸出契約等で定める決済期限を事故発生日とし、当該決済期限から３月を経過した日を事故確定日とする。  ４　約款第３条各号のてん補危険について、前各項に規定する事故発生日が保険期間内にあればてん補の対象とし、事故確定日は保険期間内にある必要はないものとする。  （輸出等不能事故に係る損失防止軽減義務）  第４６条　約款第３条第１号のてん補危険に係る損失防止軽減義務のうち、貨物の処分は、事故確定日以後行わなければならない。ただし、日本貿易保険が特に必要と認める場合にあっては、事故確定日以前に貨物の処分を行うことができる。  （輸出等不能事故及び増加費用に係る換算率）  第４７条　約款第３条第１号及び第３号のてん補危険に係る約款第６条の金額にあっては、約款第３６条第３項の規定にかかわらず、その額が確定した日における外国為替相場（約款第３６条第１項第１号の外国為替相場をいう。以下同じ。）により邦貨に換算するものとする。ただし、約款第６条第１号又は第２号に規定する費用について、当該費用に係る通貨を邦貨で買い取って支払った場合は、当該買取に使用した換算率により邦貨に換算する。  ２　前項において「その額が確定した日」とは、次の各号の日をいう。  一　輸出等をすることができなかった貨物を処分することにより取得した金額又は取得し得べき金額がある場合において、「取得した金額」若しくは「取得し得べき金額」又は当該貨物の「処分に要すべき費用」については当該貨物の処分契約の締結日、当該貨物の「処分に要した費用」については当該費用を支出又は送金した日  二　輸出等をすることができなかった貨物を処分していない場合において、「当該貨物の評価額」については、輸出契約等で定める船積期日から２月を経過した日  （保険金の条件付支払の取扱い）  第４８条　約款第３１条に規定する保険金の条件付支払（以下「条件付支払」という。）における条件は、次の各号とする。  一　被保険者は、日本貿易保険から保険金の支払を受けた後においても、輸出貨物等の処分その他損失を防止軽減するため、一切の合理的な措置を講ずることとし、日本貿易保険が求めた場合は、当該輸出貨物等の状態について報告しなければならない。  二　被保険者は、輸出貨物等を処分しようとするときは、あらかじめその旨を日本貿易保険に通知すること。  三　被保険者は、輸出貨物等の管理又は処分について日本貿易保険の指示を受けたときは、これに従うこと。  四　被保険者は、輸出貨物等を処分し、又は輸出貨物等が滅失き損したときは、遅滞なくその旨を日本貿易保険に通知し、かつ、約款第７条の規定によりあらためて算定した日本貿易保険のてん補すべき額が支払を受けた保険金の額に満たないときは、その差額に相当する金額を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付すること。この場合において、被保険者が第１号の条件に基づく義務の履行を怠ったときは、日本貿易保険は、被保険者がその義務を履行すれば防止軽減することができたと認められる金額を控除した残額を基礎として、てん補額を決定することができること。  五　保険金の支払があった後６月を経過した後においても被保険者が処分しなかった輸出貨物等がある場合においては、日本貿易保険は、保険金の支払の際に当該貨物を処分して回収し得べき金額と認めた金額を変更することができるものとし、その変更された額を基礎として約款第７条の規定により算定した日本貿易保険がてん補すべき額が支払を受けた保険金の額に満たないときは、被保険者は、その差額に相当する金額を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付するものとする。  （保険金の概算払の取扱い）  第４９条　約款第３２条に規定する保険金の概算払（以下「概算払」という。）は、設備並びにその部分品に限るものとする。  ２　保険金の概算払の条件は、次の各号とする。  一　被保険者は、日本貿易保険から保険金の支払を受けた後においても、輸出貨物等の処分その他損失を防止軽減するため、一切の合理的な措置を講ずることとし、３月ごとに、輸出貨物等の状態について報告すること。  二　被保険者は、輸出貨物等を処分しようとするときは、あらかじめその旨を日本貿易保険に通知すること。  三　被保険者は、輸出貨物等の管理又は処分について日本貿易保険の指示を受けたときは、これに従うこと。  四　被保険者は、輸出貨物等を処分し、又は輸出貨物等が滅失き損したときは、遅滞なくその旨を日本貿易保険に通知し、かつ、約款第７条の規定により算定した日本貿易保険がてん補すべき額が、概算で支払を受けた保険金の額に満たないときは、被保険者はその差額に相当する金額を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付し、当該算定額が概算で支払を受けた保険金の額を超えるときは日本貿易保険は保険金の追加払を行う。  五　被保険者が輸出貨物の処分をしなかった場合においても概算で保険金を支払った後１年６月を経過した場合は、精算を行うこと。ただし、必要と認められる場合は、この期間を６月に限り延長できるものとする。  六　前２号の保険金の精算にあたっては、被保険者が第１号の条件に基づく義務の履行を怠ったときは、日本貿易保険は、被保険者がその義務を履行すれば防止軽減することができたと認められる金額を控除した残額を基礎として、てん補額を決定することができる。  七　被保険者は、輸出契約等に基づいて輸出貨物等を輸出等したときは、遅滞なくその旨を日本貿易保険に通知し、当該輸出等した貨物の代金等の額に対応する概算払保険金を返還すること。  八　被保険者は、第４号及び前号の条件に基づき納付すべき金額を日本貿易保険の指定する日の翌日までに納付しなかったときは、その翌日から納付の日までの日数に応じ当該金額について年10.95%の割合で計算した延滞金を日本貿易保険の請求に従い納付すること。  ３　概算払の額の限度については、次のとおりとする。  一　概算払の額は、当該貨物の予定製造原価に、生産開始の日から事故確定日（事故確定日前に当該貨物の生産を中止した場合にあっては当該中止日）までの期間（事故確定日以後損失を軽減するため当該貨物の生産を継続する必要がある場合においては、生産開始の日から生産終了の日までの期間）の予定生産期間に対する割合（以下「生産進行率」という。）について、下表の区分に従いそれぞれ該当する原価投入率を乗じて得た額から事故確定日までに輸出契約等の相手方から支払を受けた金額又は受けるべき金額を控除した残額の２分の１に相当する金額の範囲内とする。  二　製造原価は、輸出契約等の額（積込み渡し価額。金利を含まず。）に機械設備及び鉄道車両にあっては、100分の65、船舶にあっては100分の66、電線にあっては100分の76を乗じて得た額とみなす。  （表）　略  （損失額の算定基準等の取扱い）  第５０条　貿易一般保険包括保険（繊維品）特約書に基づく保険契約に係る約款第５条の規定による損失額の算定等の取扱いは、次の各号とする。  　一　船積諸掛等の算定方式等について  保険金請求のうち、船積諸掛（船積基本料金、通関手続取扱料及び検量証明書発行手数料）、倉庫料及び入出庫料（以下「船積諸掛等」という。）の取扱いは、次の各号とする。  イ 船積諸掛等の算定方式は下表のとおりとする。  　　　（保険金請求手続の簡素化による定額算定方式）  （表）　略  ロ 適用料率は、当該輸出貨物を輸出し又は輸出すべき時期において、当該港において、使用される料率表による。  ハ　船積諸掛等については、保険金請求にあたって費用の算定の根拠となるべき書類（数量、保管期間を証明する書類）を添付するものとし、計算書、請求書、受領書の添付を要しない。  　二　間接経費をてん補しうる場合及び算入すべき間接経費の額について  　　　　てん補額の算定に際し、間接経費をてん補しうる場合及び算入すべき間接経費の額は、次のとおりとする。  イ　間接経費は、当該貨物を引取った場合（未加工引取の場合を含む。）に限りてん補する。  ロ　てん補額に算入すべき間接経費の額は、保険事故を生じた輸出契約に係る買手当の貨物（以下「事故貨物」という。）につき、当該事故貨物の供給契約（加工契約を含む。以下同じ。）の代金の額の100分の２の間接経費率を乗じて得た金額とする。  ハ　イにより算定した間接経費の額が事故貨物の輸出契約に基づく代金の額から当該貨物の供給契約に基づく代金の額を控除した残額を超えるときは、当該残額を限度として算入する。  ニ　金利については、てん補額算定にあたり算入しない。  　三　損失額の算定基準について  損失額の算定の基礎として輸出者が輸出契約を履行するため支出を要した費用の額を算定する必要がある場合において、当該輸出契約の締結に際しその採算の基礎となったものと推定される費用の支出見込額をもって当該輸出契約を履行するため支出を要した費用の額とすることが妥当と認められるときは、当該支出見込額を基礎として損失額を算定するものとし、その基準は次のとおりとする。  イ　次のいずれかに該当する輸出契約に係る保険契約の損失額の算定については、ロ及びハのとおり取り扱う。  ①　下表に掲げる貨物を生地買い（生地買い賃加工を含む。）の方法により輸出するもの  ②　下表に掲げる貨物を糸買い賃加工の方法により輸出するもの（当該損失に係る約款第４条第１号から第１３号のいずれかに該当する事由（以下「てん補事由」という。）が発生したときに、当該輸出契約に充当される貨物が糸の状態にあるものを除く。）  （表）　略  ロ 費用の支払見込額の認定  輸出契約の締結に際しその採算の基礎となったものと推定される費用の支出見込額は、価格査定会が次の方式により算定した額に基づいて認定する。   1. 評価の基礎とすべき時点は当該輸出契約が成立した日とする。 2. 評価の基礎とすべき価格は、仲間取引相場の中値（最高値と最低値との算術平均）及び輸出契約で定める船積時期を勘案して通常購入できると認められる生地（さらし又は染色してないもの）の価格とする。   　　ハ　貨物の充当関係の立証  貨物の輸出契約に対する充当関係の立証は、基本的には通常の算定方式による場合と同様とするが、保険金の査定に当たり必要とする立証書類は、原則として次のとおりとする。  ①　てん補事由が発生したときにおける事故該当貨物の取引形態が売買契約である場合  ⅰ　てん補事由が発生したときまでに被保険者が貨物を引き取っていない場合  当該貨物の購入契約を立証する書類、貨物引取時の在庫を立証する書類及びその後の当該貨物の動きを立証する書類  ⅱ　てん補事由が発生したときまでに被保険者が貨物を引き取っている場合  てん補事由が発生したときの当該貨物の在庫を立証する書類及びその後の当該貨物の動きを立証する書類  ②　てん補事由が発生したときにおける事故該当貨物の取引形態が賃加工契約である場合  ⅰ　てん補事由が発生したときまでに被保険者が加工指図書を発行していない場合  当該貨物の賃加工契約を立証する書類、てん補事由が発生したときの在庫を立証する書類及びその後の当該貨物の動きを立証する書類  ⅱ　てん補事由が発生したときまでに被保険者が加工指図書を発行している場合  当該貨物の賃加工契約を立証する書類、加工指図書及びその後の当該貨物の動きを立証する書類  第２章貿易一般保険包括保険（企業総合）関係  （特約書締結の申込みができる者等）  第５１条　貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書（以下この章及び別表第２において「特約書」という。）の対象とすることを予定している貨物に係る輸出契約等に基づく輸出又は販売の実績が直近１年間で３億円以上あり、更に将来継続的かつ反復的に貿易取引を行う法人であって約款及びこれに関する規定に同意する者は、特約書の締結を日本貿易保険に申し込むことができる。  ２　特約書の更新に際し、特約書の更新日の３９月前から３年間に特約書に基づいて締結された保険契約に係る保険価額の年間合計額が継続的に３億円未満である場合は、日本貿易保険は特約書の更新を行わないことができる。  （輸出契約等の契約金額の設定）  第５２条　特約書附帯別表第１に掲げる輸出契約又は仲介貿易契約の契約金額の設定額は、１，０００万円以下とする。  （特約書の対象となる輸出契約等の選択）  第５３条　特約書締結者（日本貿易保険と特約書を締結しようとしている者を含む。第５６条において同じ。）は、次の各号に該当する輸出契約又は仲介貿易契約及びてん補危険については、特約書の対象とするか否かを選択できる。  一　法第２条第１２項に規定する仲介貿易契約  二　法第２条第１項に規定する輸出契約のうち、特約書締結者の海外支店等が締結した特約書締結者の輸出貨物の再販売契約  三　輸出契約又は仲介貿易契約を締結した日から、締結した日の属する月の翌月の末日までの間のいずれかの時点において、イ及びロに該当するもの又はイ及びハに該当するもの（保険の申込みの後に該当することとなった場合を除く。）  　　イ　輸出契約又は仲介貿易契約の相手方（輸出契約又は仲介貿易契約の締結の相手方と当該輸出契約又は仲介貿易契約に係る代金の支払人が異なる場合には、いずれかのもの）が特約書第３条第４項各号のいずれかに該当する輸出契約又は仲介貿易契約  　　ロ　仕向国及び支払国（保証国がある場合には当該保証国とする。以下同じ。）の双方が国カテゴリーＡ（貿易一般保険包括保険（企業総合）の引受基準について（平成１３年４月１日　０１－制度－０００７３）別表２で定めるものをいう。以下同じ。）に該当する輸出契約又は仲介貿易契約  　　ハ　仕向国及び支払国の双方に国カテゴリーＡに該当するものを含む輸出契約又は仲介貿易契約（ロに該当するものを除く。）であって次に掲げるもの  　　　（１）仕向国及び支払国の双方が国カテゴリーＡである部分（以下「対象部分」という。）以外の部分に係る代金が契約金額の二分の一以下かつ前条の規定による設定金額以上の輸出契約又は仲介貿易契約（当該輸出契約又は仲介貿易契約のうち対象部分に係る部分に限る。）  　　　（２）対象部分以外の部分に係る代金が契約金額の二分の一以下かつ前条の規定による設定金額未満の輸出契約又は仲介貿易契約  四　約款第３条第３号に規定するてん補危険  （部門単位による特約書対象契約の選択等）  第５４条　第５２条の規定による設定及び前条の規定による選択は、特約書の対象とすることを予定している貨物に係る輸出契約等に基づく輸出等の実績額が直近１年間で１００億円以上の特約書締結者にあっては、次の各号の範囲内で部門ごとにすることができる。  一　第５２条の規定による設定については、部門ごとに設定する金額が二通り以下であること。  二　前条の規定による選択については、特約書の対象とするものとして選択するものの組合せが二通り以下であること。  三　第５２条の規定により設定する金額と前条の規定により選択するものの組合せとの組合せが二通り以下であること。  （保険成績調整係数の設定単位）  第５５条　保険料率等規程別表第１第２号の保険成績調整係数は、特約締結者ごととする。ただし、特約書の締結に際し、特約書の対象とすることを予定している貨物に係る輸出契約等に基づく輸出等の実績額が直近１年間で１００億円以上の場合は、特約書附帯別表第１に定める部門ごととすることができる。  （支払限度額の設定）  第５６条　特約書第５条第２号に規定する支払限度額（以下この章及び別表第２において「支払限度額」という。）は、次項の規定により算出される額（以下「暫定限度額」という。）を基礎として特約書締結者の希望等を勘案のうえ設定し、当該特約書締結者に通知するものとする。  　なお、支払限度額の設定の取扱いは別表第２に掲げるとおりとする。ただし、輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金の支払人が異なる場合の別表第２における輸出契約等の相手方とは、当該輸出契約等に係る代金の支払人をいうものとする。  ２　支払限度額の設定の基礎となる暫定限度額は、次の各号に定める輸出実績額を基礎として以下の算式により算出する。  ［算式：暫定限度額の算定］  　平均ユーザンス  　　　　輸出実績額　×　　　　　　　　　　×　９０％  　　　　　　　　　　　　正味ユーザンス  （注）１．平均ユーザンスとは、一の輸出契約等に係る取引の額（付保実績額を輸出実績額とする場合は、一の保険契約に係る保険価額）と最終船積日から決済日までの期間（付保実績額を輸出実績額とする場合には、約款第３条第２号のてん補危険に係る保険期間。）をもとに加重平均により算出した平均支払猶予期間（日数は30日単位で切り上げとする。）をいう。  ２．正味ユーザンスとは、輸出実績額を算出する期間中に締結した輸出契約等（付保実績額を輸出実績額とする場合には保険契約。以下この項において同じ。）に係るユーザンスの合計日数から同期間中の一の輸出契約等に係るユーザンスと他の一の輸出契約等に係るユーザンスとの重複期間の合計日数を控除した日数をいう。ただし、正味ユーザンスが360日を超えるとき又は特約書の締結時にあって当該正味ユーザンスが不明なときは360日とする。  一　特約書の締結時（特約書の締結時に支払限度額を設定した場合であって、特約書第１条に規定する特約期間（以下この章及び別表第２において「特約期間中」という。）に次条第３項に基づき支払限度額を増額設定する場合を含む。）にあっては、特約書の締結予定日の１７月前から１年間の輸出契約等に係る取引金額（ＩＬＣにより決済された場合はその２分の１の額とし、ＩＬＣ以外の方法により決済された場合であって特約書附帯別表第３に掲げる輸出契約等に係るものを除く。）の合計を輸出実績額とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りではない。  二　すでに特約書第２条第１項の規定により登録されている輸出契約等の相手方について支払限度額の設定をする場合（次条第２項ただし書により支払限度額を変更する場合及び同条第３項により支払限度額を増額設定する場合を含む。）には、特約書の更新日（特約書の更新時に支払限度額を設定した場合であって、特約期間中に次条第３項に基づき支払限度額を増額設定する場合を含む。また、特約書第１条に規定する特約期間中に支払限度額を設定する場合にあっては、支払限度額の設定の申請を行った日）の１７月前からの１年間に特約書に基づいて締結された保険契約に係る保険価額（約款第４条第12号又は第14号のいずれかに該当する事由をてん補する保険契約における約款第３条第２号又は第４号のてん補危険に係る保険価額とし、ＩＬＣにより決済された場合はその２分の１の額とする。）の合計額を輸出実績額とする。  三　特約書の更新時又は特約期間中に特約書第２条第１項の規定により登録される輸出契約等の相手方について支払限度額を設定する場合（当該設定後であって、特約期間中に次条第３項に基づき支払限度額を増額設定する場合を含む。）には、輸出実績額はないものとみなす。ただし、同条第２項の規定により登録を削除してから２年を経過していない場合においては、前号の規定を準用する。  ３　特約書締結者は、支払限度額の設定に際し、前項に規定する暫定限度額を超える場合その他日本貿易保険が特に必要と認める場合には、原則として、輸出契約等の相手方ごとに次の書類を提出するものとする。ただし、別表第２注２の規定により名簿上ＥＥ格又はＥＡ格に格付けされた者について一律の支払限度額を設定する場合はこの限りではない。  　一　支払限度額申請書提出前３月以内に発行された信用調査報告書  　二　その他日本貿易保険が求める書類  ４　特約書第５条第３号に規定する運用規程に定めるものとは、次のいずれかのものをいう。  　一　第２項に規定する輸出実績額がないもの  　二　暫定限度額が特約書附帯別表第１に掲げる金額未満となったもの  　三　第１項の規定により支払限度額の設定を調整していく過程において、第２項に規定する輸出実績額がある（前号に該当する場合を除く。）にもかかわらず、支払限度額を設定しないことが適当と認めたもの  （支払限度額等の効力等）  第５７条　支払限度額及び特約書第５条第３号の規定によるてん補率の制限（以下「てん補率の制限」という。）の効力発生日は、特約書の締結日又は特約書の更新日とする。ただし、貿易一般保険包括保険（企業総合）手続細則（平成１３年４月１日　０１－制度―０００２７。以下この章において「手続細則」という。）第３条第１項から第５項までの規定による申請が特約期間中になされた場合には、当該申請に係る支払限度額及びてん補率の制限の効力発生日は設定の日とする。  ２　前項の規定により効力が発生した支払限度額の変更及びてん補率の制限がなされている輸出契約等の相手方の支払限度額の設定は、特約書の更新時に限り認めるものとする。ただし、支払限度額０円の輸出契約等の相手方にあっては、特約期間中１回に限り支払限度額を変更することができる。  ３　前項の規定にかかわらず、既に支払限度額を設定している場合（支払限度額が０円の場合を除く）であっても、原則として最新の支払限度額の設定日から３月を経過した後であれば、支払限度額の増額を申請することができ、日本貿易保険がこれを認める場合に限り、特約期間中１回に限り支払限度額を増額設定するものとする。ただし、支払限度額の増額を申請することができる輸出契約等の相手方は、申請時点において名簿上EE格、EA格又はSA格に格付けされている者に限る。  ４　特約書の更新時における付保実績算出期間後に手続細則第３条第１項から第３項までの規定による企総登録が行われ、当該企総登録が行われた輸出契約等の相手方について支払限度額を設定した場合（特約期間中に前項の規定に従い支払限度額を増額設定した場合を含む。）は、当該支払限度額の効力発生日後直近の特約書の更新日において支払限度額を設定することができる場合に限り、当該支払限度額と同額の支払限度額を当該特約書の更新日に設定するものとする。ただし、支払限度額が０円の輸出契約等の相手方についてはこの限りではない。  （一の輸出契約等に非対象貨物を含む場合の取扱い）  第５８条　保険契約の対象を特約書附帯別表第１に掲げる貨物（以下「対象貨物」という。）に係る輸出契約等に限定している特約書における対象貨物以外の貨物（以下「非対象貨物」という。）が含まれる輸出契約等の契約金額は、次の各号とする。  一　対象貨物に係る代金の額が非対象貨物に係る代金の額に等しく又はこれを超えるときは、当該輸出契約等の代金の額  二　非対象貨物に係る代金の額が対象貨物に係る代金の額を超えるときは、対象貨物に係る代金の額  （輸出契約等を連名で締結した場合の取扱い）  第５９条　二以上の者が連名して契約の相手方と特約書附帯別表第１に掲げる輸出契約等を締結した場合は、連名の相手方に応じて次の各号とする。  一　連名の相手方が特約書締結者である場合  契約金額を契約内容により分割し、当該金額を同表に掲げる契約金額とみなす。ただし、連名の相手方との合意によりいずれかが当該輸出契約等の全部について特約書に基づく保険契約の申込みを行う場合は、この限りでない。  二　連名の相手方が特約書締結者以外のものであって、双方が他の包括保険に係る同一の組合等の組合員の場合  契約金額を契約内容により分割し、当該金額をそれぞれ同表に掲げる契約金額又は当該包括保険の特約書に掲げる契約金額とみなす。ただし、連名の相手方との合意によりいずれかが当該輸出契約等の全部について当該包括保険で申込みを行う場合は、この限りでない。  三　連名の相手方が特約書締結者以外のものであって他の包括保険に係る組合等の組合員以外のものである場合  　契約金額を契約内容により分割し、当該金額を同表に掲げる契約金額とみなす。  （輸出契約等の相手方）  第６０条　この章における「輸出契約等の相手方」とは、第２条第２号に規定する者の他、特約書附帯別表第１において再販売契約を保険契約の対象とした場合にあっては、当該契約の締結の相手方又は再販売貨物の代金の支払人をいうものとする。  （海外支店等の範囲）  第６１条　再販売契約を保険契約の対象とした場合の特約書附帯別表第１及びこの章における「海外支店等」とは、本邦に本店を有する法人が支店、支社、営業所、出張所及び駐在員事務所等名称を問わず海外において当該法人の機能の一部を与えたものをいうものとする。ただし、海外現地法人等法人格を別にするものを除く。  （再販売契約を保険契約の対象とする場合の取扱い）  第６２条　特約書附帯別表第１において再販売契約を保険契約の対象とする場合にあっては、本店から海外支店等への輸出契約及び当該海外支店等と再販売先との契約をもって輸出契約等とみなすものとする。  ２　前項の輸出契約等の場合にあっては、海外支店等又は再販売先から本店への決済期限を明記するものとする。  ３　保険契約の締結時において海外支店等からの再販売先が未定の場合にあっては、当該海外支店等が再販売先と販売契約を締結した後、遅滞なく手続細則第６条第３項の規定に従い内容変更の手続を行うものとする。  ４　前項の場合であって、本邦船積後３月以内に海外支店等が再販売契約を締結しない場合は、本店と海外支店等との輸出契約とみなすものとする。  （再販売契約のてん補範囲）  第６３条　再販売契約に係る約款第４条第１１号から第１４号までのいずれかに該当する事由に係るてん補範囲は、保険契約の締結日から再販売先の決済期限までとする。ただし、前条第３項の場合にあっては、約款第１１条第１項第２号の規定にかかわらず、貨物を再販売先に引渡したときから決済期限までとする。  ２　再販売契約に係る約款第４条第１号から第９号までのいずれかに該当する事由による約款第３条第２号のてん補危険のてん補範囲は、次の各号のとおりとする。  一　海外支店等と再販売先が同一の国に所在する場合　当該支店等の所在国から本邦間  二　第三国への再販売契約の場合は、次のとおりとする。  イ　第三国から本邦へ直接送金される場合　第三国と本邦間  ロ　第三国から当該支店等の所在国を経由して送金される場合　第三国と当該支店等所在国の間  削除  第３章　雑則  （読替）  第６４条　平成１７年３月３１日以前に締結した保険契約について、本規程及び以下に掲げる規程を適用するに当たっては、約款の各条項が引用されている部分について、保険契約締結時の約款のそれぞれ該当する条項に読み替えるものとする。  一　貿易一般保険（個別）手続細則  二　貿易一般保険包括保険（繊維品）手続細則  三　貿易一般保険包括保険（鋼材・化学品）手続細則  四　貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道車両・船舶：一般案件）手続細則  五　貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道車両・船舶：特定２年未満案件）手続細則  六　貿易一般保険包括保険（企業総合）手続細則  七　貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）手続細則  八　知的財産権等のライセンス契約に係る貿易一般保険の取扱い（個別保険）について  九　フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて  十　支出費用に係る貿易一般保険の取扱いについて  十一　輸出貿易管理令別表第１の１６の項に該当する貨物に係る取扱いについて  附則  この改正は、平成１９年４月１日から実施する。  別表第１（第３１条関係）  １　２年未満案件に係る取扱いは、次の各号のとおりとする。  一　約款第３条第１号及び第２号のてん補危険に係る場合は、下表のとおりとする。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | |  | 「船積前期間」 | 「船積後期間」 | | | | 船積実行日を起算とする決済(注２)に係る部分 | 船積実行日を起算としない決済に係る部分 | | | リテンション決済(注３)以外の決済に係る部分 | リテンション決済に係る部分 | | 船前ＭＳ適用案件（注１） | 保険契約締結日から（当日算入。別表第１において同じ。）第１回船積予定日から船積期日(注４)までの期間の中間日(中間日が２日存在する場合は、最初の中間日をいう。別表第１において同じ。)まで | ユーザンス期間(注５)（一の船積に係る代金等のユーザンス期間が二以上の場合にあっては、中間ユーザンス期間(注６)。この欄において同じ。）。ただし、すべての船積に係る代金等のユーザンス期間が同一でない場合にあっては、ユーザンス期間のうち最も長いものとする。 | 「船積前期間」の終了日から決済期日（決済期日が二以上の場合にあっては、第１回決済期日（注７）から最終決済期日までの期間の中間日。第２号の表において同じ。）まで | 「船積前期間」の終了日からリテンション決済期日（リテンション決済期日が二以上の場合にあっては、第１回リテンション決済期日から最終リテンション決済期日までの期間の中間日。別表第１において同じ。）まで | | 上記以外の輸出契約等 | 保険契約締結日から船積期日まで | ユーザンス期間（ユーザンス期間が二以上の場合にあっては、最も長いユーザンス期間） | 「船積前期間」の終了日から決済期日（決済期日が二以上の場合にあっては、最終決済期日）まで | 同上 |   (注１)　船前ＭＳ適用案件とは、完成納期案件又は完成納期案件以外の輸出契約等であって代金等の決済（第１回船積予定日の前日以前の決済期日に係るものを除く。）に次の①若しくは②のいずれかの決済条件を含むものをいう。ただし、貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道車輌・船舶：特定２年未満案件）手続細則（平成13年４月１日 01-制度-00024）に基づき保険契約を申し込む輸出契約又は仲介貿易契約（同手続細則第４条第２項の規定に該当するものを除く。）及び貿易一般保険包括保険（企業総合）手続細則（平成13年４月１日 01-制度-00027）第６条第１項本文の規定に基づき保険契約を申し込む輸出契約又は仲介貿易契約（同手続細則第６条第４項の規定に該当するものを除く。）を除く。  ①　船積実行日を決済の起算点とする１年超の元本均等分割決済  ②　船積実行日を起算としない決済（リテンション決済を除き、決済期日が二以上のものに限る。）  なお、完成納期案件とは、完成納期のみが定められている２年未満案件であって、完成納期以降の日を船積期日として保険契約を締結するものをいう。  また、①に規定する１年超の元本均等分割決済とは、起算点から最終の決済の期限までの期間が１年を超え、かつ、第１回の決済予定日が起算点から６月以内で、元本の均等額が均等間隔（最終の決済予定日とその直前の決済予定日との間隔が当該均等間隔の２分の１未満の期間短縮されている場合を含む。）に分割して決済されるものをいう。  (注２)　 船積実行日を起算とする決済には、船積書類引渡時払、手形一覧払、引渡後定期払、一覧後定期払等のほか、各船積日をマイルストーンとするマイルストーンペイメント、輸出貨物等の到着時払、一定期間内に行われた輸出貨物等の船積みに係る代金等の決済予定日が当該一定期間の末日又は当該末日からの経過日を起算として定められる決済（プログレスペイメント）を含むものとする。  なお、マイルストーンペイメントとは、２年未満案件におけるリテンション決済以外の部分に係る決済が、当該輸出契約等において主要な作業工程の各到達点、主要部分の船積実行日等をマイルストーンとして定め、当該各マイルストーンの達成時に予め定められた金額を支払う決済方法をいう。  (注３)　リテンション決済とは、仮引渡時（Provisional Acceptance）又は検収テスト終了時（Commissioning）を起算点とする２年未満案件（非延払部分（保険料率等規程のⅠ(12)に規定するものをいう。以下同じ。）を含む。）における代金等（起算点以前に約款第３条第２号又は第４号に係る保険責任が開始するものに限り、決済額に係る金利を受け取るものを除く。）の決済のうち、その一部が当該起算点以後に支払われるもの（起算点時払いとなっているものを除く。）で、かつ当該決済の額が代金等の５０％未満であるものをいう。（次号において同じ。）  (注４)　 船積期日とは、完成納期案件においては保険契約で定めた船積期日、それ以外の案件においては輸出契約等で定められている船積期限の末日をいう。  (注５)　ユーザンス期間とは、支払猶予期間のほか、輸出契約等に定められている支払請求インボイスの提出期間、当該インボイスの承認期間、当該インボイスに係る代金等の送金期間等を加えた期間をいう。（次号において同じ。）  なお、輸出貨物等の到着を決済の条件としているものにあっては、到着地までの標準航海日数（輸出手形保険運用規程別表を準用する。）に、一覧払又は船積書類引渡時払の場合にあっては７日を、一覧後定期払又は船積書類引渡後定期払の場合にあっては支払猶予期間と７日を加えた期間とする。  (注６)　中間ユーザンス期間とは、一の船積又は一の確認対価に係る代金等のユーザンス期間のうち、最も短いユーザンス期間の日数と最も長いユーザンス期間の日数の合計を２で除して得た日数（小数点以下は四捨五入とする。）をいう。（次号において同じ。）  (注７)　第１回決済期日とは、船積実行日又は対価確認日を起算とする決済にあっては船積実行日又は対価確認日以後最初に到来する決済期日、船積実行日又は対価確認日を起算としない決済にあっては第１回船積予定日又は第１回対価確認日以後最初に到来する決済期日をいう。  二　約款第３条第４号のてん補危険に係る場合は、下表のとおりとする。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | |  | 「保険契約締結日から起算した対価の確認日までの期間」 | 「船積後期間」 | | | | 対価確認日を起算とする決済(注２)に係る部分 | 対価確認日を起算としない決済に係る部分 | | | リテンション決済以外の決済に係る部分 | リテンション決済に係る部分 | | 代金等のすべてがスケジュールペイメント(注１)により決済される輸出契約等 | 保険契約締結日から技術提供開始日から技術提供終了日までの期間の中間日まで | － | 「保険契約締結日から起算した対価の確認日までの期間」の終了日から決済期日まで | － | | 上記以外の輸出契約等 | 保険契約締結日から第１回対価確認日から最終対価確認日までの期間の中間日まで | ユーザンス期間（一の確認対価に係るユーザンス期間が二以上の場合にあっては、中間ユーザンス期間。この欄において同じ。）。ただし、すべての確認対価に係るユーザンス期間が同一でない場合にあっては、ユーザンス期間のうち最も長いものとする。 | 「保険契約締結日から起算した対価の確認日までの期間」の終了日から決済期日まで | 「保険契約締結日から起算した対価の確認日までの期間」の終了日からリテンション決済期日まで |   (注１)　スケジュールペイメントとは、２年未満案件におけるリテンション決済以外の部分に係る決済が、技術の提供又はこれに伴う労務の提供（以下「技術等の提供」という。）の時期及びその金額にかかわらず、当該輸出契約等の締結時において予め定められた期日に予め定められた金額を支払う決済方法をいう。  (注２)　対価確認日を起算とする決済には、出来高払、対価確認後定期払等のほか、対価確認日をマイルストーンとするマイルストーンペイメント、一定期間内に行われた確認対価に係る代金等の決済予定日が当該一定期間の末日又は当該末日からの経過日を起算として定められる決済（プログレスペイメント）を含むものとする。  ２　２年以上案件に係る「船積前期間」及び「保険契約締結日から起算した対価の確認日までの期間」は、２年以上決済部分にあっては保険契約締結日から期間ＭＳ日（保険料率等規程のⅡ［１］５(1)②注４に規定するものをいう。以下同じ。）までとし、２年未満決済部分にあっては前項第１号の表中「船前ＭＳ適用案件」の欄及び同項第２号の表中「上記以外の輸出契約等」の欄の規定を準用する。  ３　非延払部分に係る「船積後期間」は、第１項第１号の表中「船前ＭＳ適用案件」の欄及び同項第２号の表中「上記以外の輸出契約等」の欄の規定を準用する。この場合、２年以上決済部分にあっては同項第１号の表の「船積前期間」の欄を「保険契約締結日から期間ＭＳ日まで」と読み替え、同項第２号の表中「最終対価確認日」とあるのは「起算点」と読み替えるものとする。  ４　保険料率等規程のⅡ［１］１(2)②(ⅱ)並びに２(2)②(ⅲ)に規定する算式中で用いる場合において、「船積前期間」、「保険契約締結日から起算した対価の確認日までの期間」及び「船積後期間」が１日未満となるときは、当該期間の日数を１日とする。  別表第２（第５６条関係）  約款第４条第１２号又は第１４号のいずれかに該当する事由（以下「信用事由」という。）による約款第３条第２号又は第４号のてん補危険（以下「代金回収不能」という。）に係る支払限度額の設定の取扱いは下表のとおりとする。なお、特約期間中に輸出契約等の相手方の格付が変更となった場合の支払限度額の設定の取扱いについても下表のとおりとする。   |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 特約書の締結時、特約期間中における特約書第２条第１項の規定に基づく輸出契約等の相手方の登録時又は特約書の更新時の取扱い | | | 特約期間中において輸出契約等の相手方の格付が変更された場合の取扱い | | | | | 輸出契約等の相手方の格付 | 支払限度額の取扱い | 信用事由による代金回収不能のてん補 | 輸出契約等の相手方の変更後の格付 | 格付変更前に設定された支払限度額の取扱い | 格付変更後の支払限度額の取扱い | 信用事由による代金回収不能のてん補 | | ＧＳ  ＧＡ  ＧＥ | 設定しない | する | ＧＳ，ＧＡ，ＧＥ | － | 設定しない | する | | ＥＥ，ＥＡ，ＳＡ | － | 設定する＊２ | する | | ＥＭ，ＥＦ | － | 設定する＊３ | する | | ＥＣ，  ＳＣ，  ＧＲ，ＥＲ，ＳＲ | － | 設定しない | しない | | ＰＮ，ＰＴ | － | 設定しない | しない | | ＥＥ  ＥＡ | 設定する  ＊２ | する | ＧＳ，ＧＡ，ＧＥ | 適用しない | 設定しない | する | | ＥＡ，ＥＥ | 適用する | － | する | | ＥＭ，ＥＦ | 適用する | － | する | | ＥＣ，ＧＲ，ＥＲ | 適用しない | 設定しない | しない | | ＰＮ，ＰＴ | 適用しない | 設定しない | しない | | ＥＭ  ＥＦ | 設定する  ＊３ | する | ＧＳ，ＧＡ，ＧＥ | 適用しない | 設定しない | する | | ＥＥ，ＥＡ | 適用する＊４ | － | する | | ＥＦ，ＥＭ | 適用する＊４ | － | する | | ＥＣ，ＧＲ，ＥＲ | 適用しない | 設定しない | しない | | ＰＮ，ＰＴ | 適用しない | 設定しない | しない | | ＥＣ  ＧＲ  ＥＲ | 設定しない | しない | ＧＳ，ＧＡ，ＧＥ | － | 設定しない | する | | ＥＥ，ＥＡ，ＳＡ | － | 設定する＊２ | する | | ＥＭ，ＥＦ | － | 設定する＊３ | する | | ＥＣ，  ＳＣ，  ＧＲ，ＥＲ，ＳＲ | －  － | 設定しない | しない | | ＰＮ，ＰＴ | －  － | 設定しない | しない | | ＳＡ | 設定する | する | ＧＥ | 適用しない | 設定しない | する | | ＳＣ，  ＧＲ，ＳＲ | 適用しない | 設定しない | しない | | ＳＣ  ＳＲ | 設定しない | しない | ＧＥ | － | 設定しない | する | | ＳＡ | － | 設定する | する | | ＳＣ,  ＧＲ,  ＳＲ | － | 設定しない | しない | | ＰＵ | 設定しない | しない | ＧＳ，ＧＡ，ＧＥ | － | 設定しない | する | | ＥＥ，ＥＡ，ＳＡ | － | 設定する＊２ | する | | ＥＭ，ＥＦ | － | 設定する＊３ | する | | ＥＣ，  ＳＣ，  ＧＲ，ＥＲ，ＳＲ | － | 設定しない | しない | | ＰＮ，ＰＴ | － | 設定しない | しない | | ＰＴ | 設定しない | しない | ＧＳ，ＧＡ，ＧＥ | － | 設定しない | する | | ＥＥ，ＥＡ，ＳＡ | － | 設定する＊２ | する | | ＥＭ，ＥＦ | － | 設定する＊３ | する | | ＥＣ，  ＳＣ，  ＧＲ，ＥＲ，ＳＲ | － | 設定しない | しない | | ＰＵ | － | 設定しない | しない | | ＰＮ | － | 設定しない | しない | | ＰＮ | 設定しない | しない | ＧＥ |  | 設定しない | する | | ＥＥ，ＥＡ，ＳＡ | － | 設定する＊２ | する | | ＥＭ，ＥＦ | － | 設定する＊３ | する | | ＥＣ，  ＳＣ，  ＧＲ，ＥＲ，ＳＲ | － | 設定しない | しない | | ＰＵ | － | 設定しない | しない | | 上  記  以  外  の  格  付 | 保険の申込みを要しない。 | | ＧＳ，ＧＡ，ＧＥ | － | 設定しない | する | | ＥＥ，ＥＡ，ＳＡ | － | 設定する＊２ | する | | ＥＭ，ＥＦ | － | 設定する＊３ | する | | ＥＣ，  ＳＣ，  ＧＲ，ＥＲ，ＳＲ | － | 設定しない | しない | | ＰＮ，ＰＴ | － | 設定しない | しない |   （注）＊１：特約期間中において輸出契約等の相手方の格付が事故管理区分Ｂに変更された場合は、保険の申込を要しない  ＊２：ＥＥ格については５億円、ＥＡ格については１億円を各々超える支払限度額の設定を希望する場合を除き、一律にＥＥ格については５億円、ＥＡ格については１億円の支払限度額を設定する。  ＊３：第５６条第４項各号のいずれかに該当する輸出契約等の相手方にあっては、支払限度額を設定することを選択した場合を除き支払限度額を設定せず、信用事由による代金回収不能のてん補率を５０％とする。  ＊４：輸出契約等の相手方の格付が変更される前において、信用事由による代金回収不能のてん補率が５０％とされていた場合は、当該輸出契約等の相手方の格付が変更された後においても同様の取扱いとする。  別紙様式　（略） |